

高浜町一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画

令和6年3月

高浜町

目次

第1章 計画の基本事項	1
第1節 計画の概要	1
1. 改訂の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の範囲	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の進行管理	4
第2節 地域特性	5
1. 地勢	5
2. 気候特性	6
3. 社会環境の動態	7
4. 産業構造	9
5. 主要な交通	10
第2章 ごみ処理基本計画	11
第1節 ごみ処理の現況	11
1. 沿革	11
2. 処理体制	12
3. ごみ処理の実績	17
4. ごみ処理の評価	25
5. ごみ処理経費	26
6. ごみ処理の課題	27
第2節 基本方針	29
第3節 ごみ排出量及び処理量の予測	30
1. ごみの排出量の予測方法	30
2. 人口の予測	31
3. ごみ排出量の予測	32
4. 関連計画の目標	40
5. 目標値の設定（案）	45
第4節 ごみ減量化計画	47
1. 基本方針に基づく主な施策	47
第5節 収集運搬計画	53
1. 収集運搬に関する目標	53
2. 収集運搬の対象量	53

第6節 中間処理計画	54
1. 中間処理に関する目標	54
2. 中間処理の方法	54
3. 中間処理量及び資源化量	54
4. 直接搬入ごみの適正な受け入れのための取り組み	55
第7節 最終処分計画	56
1. 最終処分に関する目標	56
2. 最終処分の方法	56
3. 最終処分量	56
4. 施設の将来見通し、整備方針	56

第1章 計画の基本事項

第1節 計画の概要

1. 改訂の趣旨

廃棄物（ごみ）は、日常生活や経済活動を行う上で必ず生じるものですが、持続可能な社会の実現のためには、ごみの排出量を削減し、できるだけ環境負荷を抑えた適正処理の実施が必要です。高浜町（以下「本町」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、平成29年度に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、排出抑制・資源化の推進、安全で効率的なごみ処理に努めてきました。

その間、国は「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）に基づき、「第4次循環型社会形成推進基本計画」が平成30年6月に策定・閣議決定されました。また、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスに関して、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食ロス削減推進法」という。）が令和元年10月に施行されました。プラスチックに関しても「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

福井県（以下「県」という。）では、廃棄物の減量化やリサイクルによる循環型社会をさらに推進していくため、また、「持続可能な開発目標（SDGs※）」を踏まえた行動計画として、令和3年3月に福井県廃棄物処理計画を策定しています。

小浜市、本町、おおい町、若狭町で構成される若狭広域行政事務組合では、令和2年度から令和4年度にかけて広域ごみ焼却施設として若狭広域クリーンセンターを整備し、令和5年4月から可燃ごみと可燃性粗大ごみの処理を開始し、これまで資源ごみとして分別していたプラスチック製容器包装の処理方法を変更しました。

一方、社会情勢においては、令和2年度から令和4年度にかけて新型コロナウイルス感染症が拡大し、新しい生活様式の定着とともにごみの排出量に変化が生じました。

このように、計画策定の前提となっている諸条件が変動していること、前計画の中間目標が令和5年度であることから、これまで進めてきた施策や成果をもとに、前計画を見直すこととしました。

※平成27年9月、国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残されない」を誓い、持続可能で多様性のある社会の実現のため掲げられた17の国際目標。



2. 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図 1-1 に示します。
 国・県等の関係計画や本町の上位計画と整合を図ります。

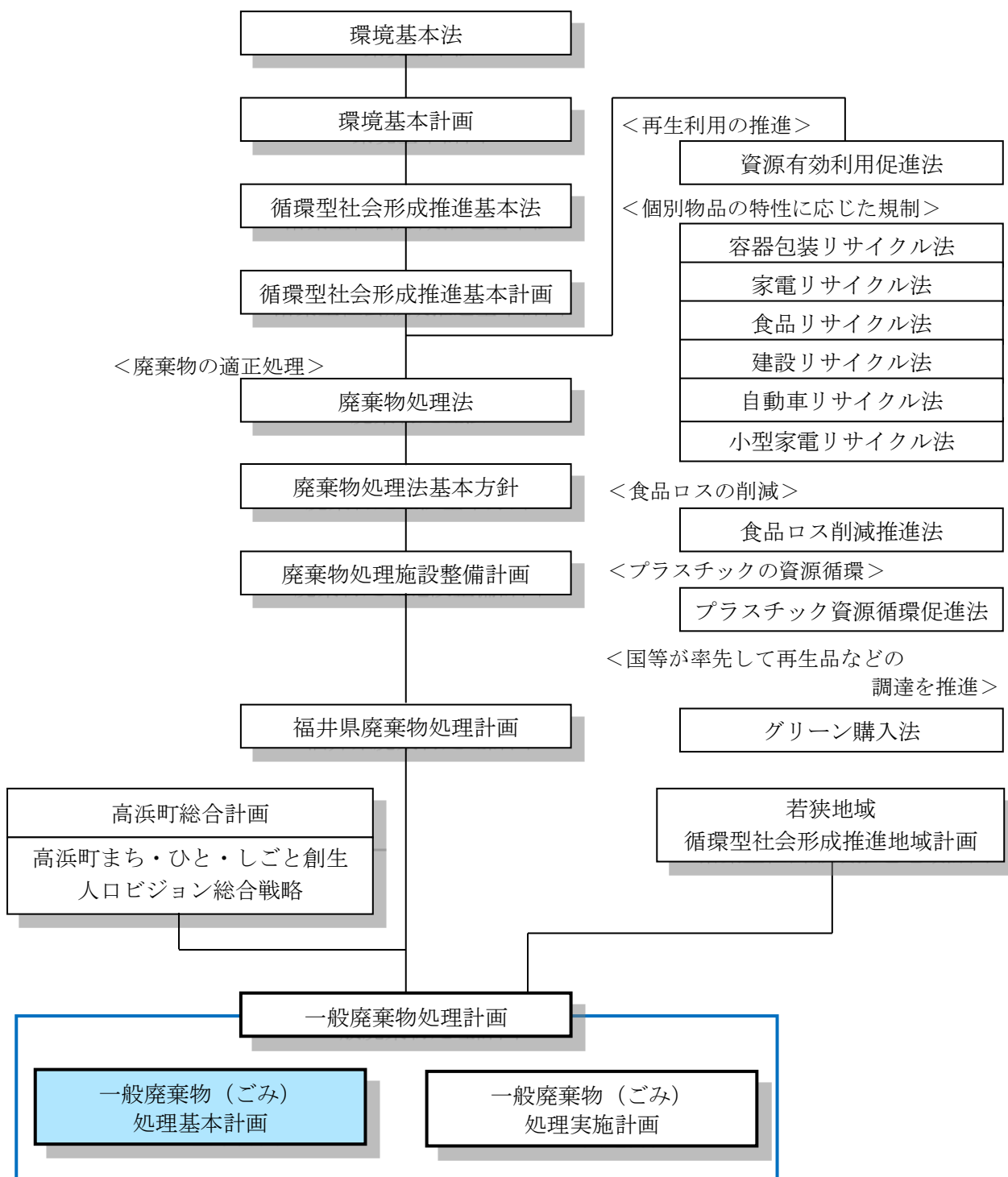


図 1-1 本計画の位置づけ

3. 計画の範囲

本計画の対象とする廃棄物を図 1-2 に示します。

本計画の対象とする廃棄物は、本町内から排出されるごみとします。

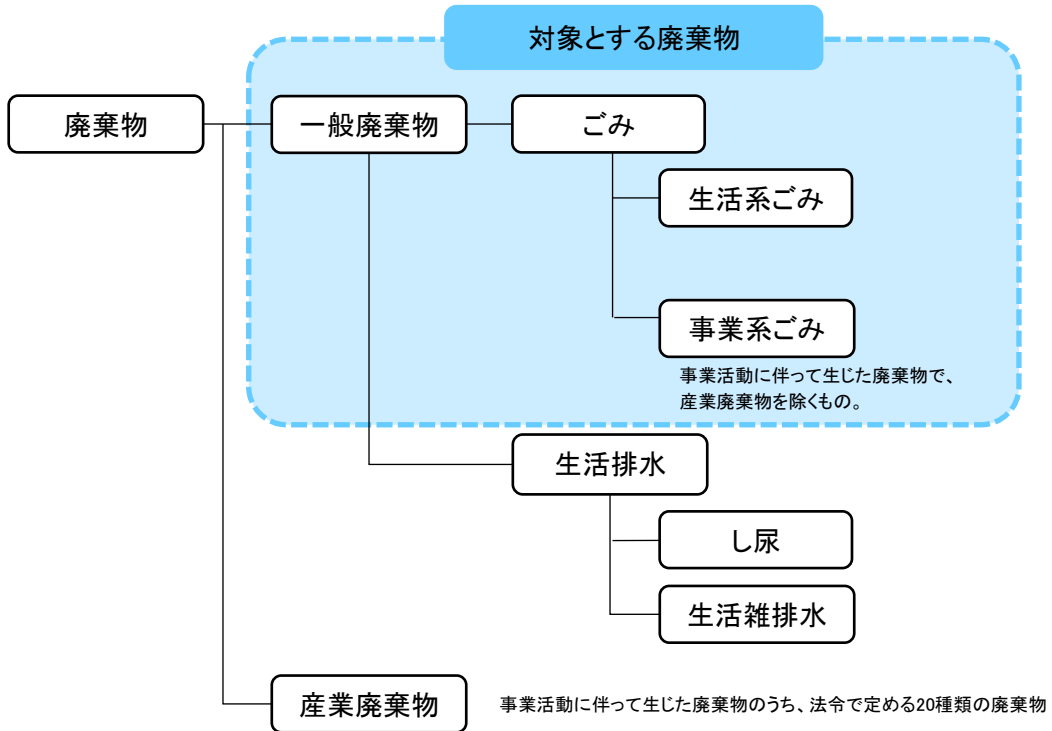


図 1-2 計画の範囲

4. 計画の期間

本計画の期間を図 1-3 に示します。

前計画の計画期間は平成30年度から令和9年度の10年間としており、中間目標年度を令和5年度としていました。この度中間目標年度を迎えたので、計画を見直すこととし、目標年度は前計画の目標年度である令和9年度とします。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
前計画 H29	計画期間					中間 目標 年度	計画期間			目標 年度
本計画						見直 し	計画期間			目標 年度

図 1-3 本計画の期間

5. 計画の進行管理

本計画におけるPDCAの概念図を図1-4に示します。

本計画の進行管理は、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のPDCAサイクルにより継続的に点検、見直し、評価を行います。計画の評価は、本計画に示した目標と進捗状況を確認して評価します。

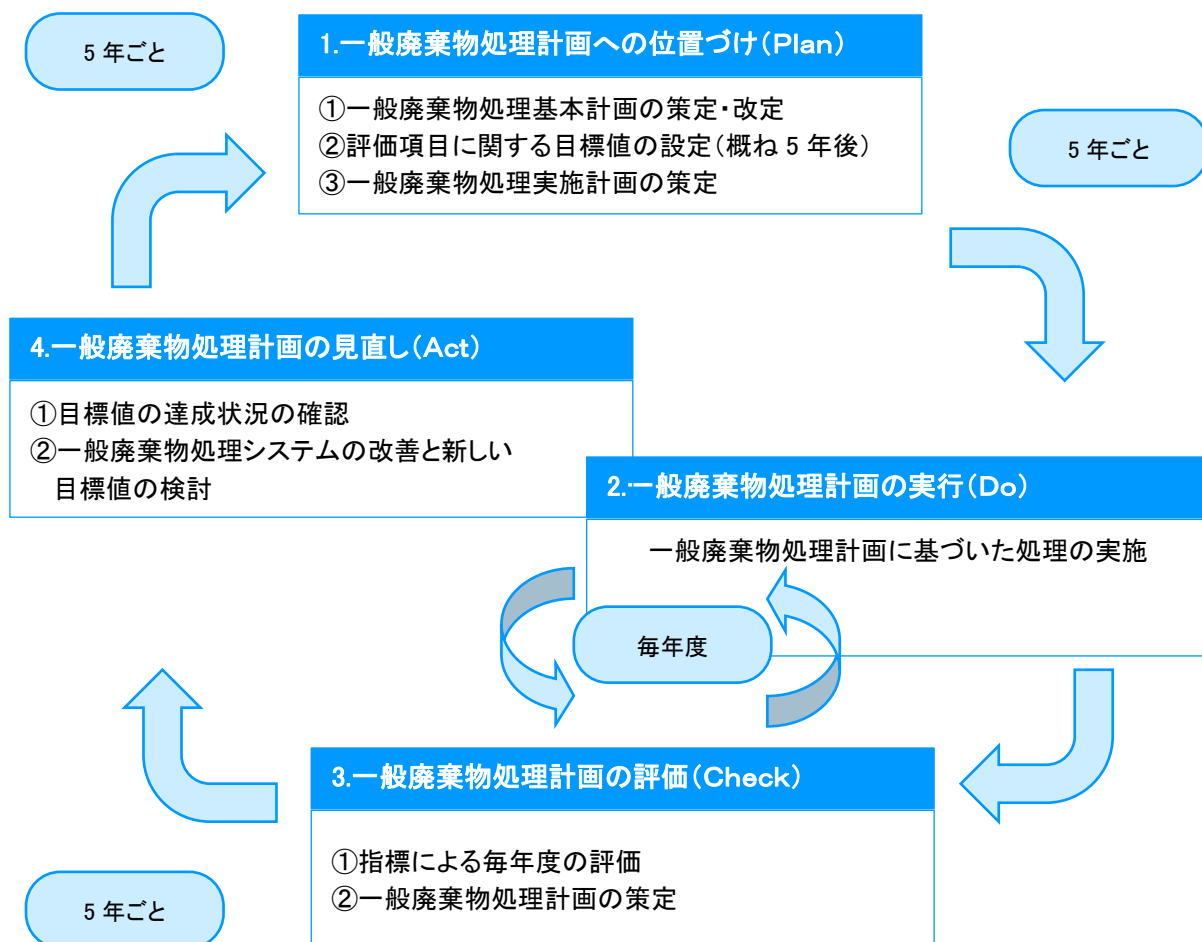


図 1-4 PDCAの概念図

第2節 地域特性

1. 地勢

本町の位置図を図 1-5 に示します。

本町は、福井県の最西端に位置し、東はおおい町、西は京都府舞鶴市と接しています。南の一部は京都府綾部市、北は日本海に面しています。リアス式海岸の特徴を示す内浦地区には原子力発電所があり、一方、和田地区から青郷地区に至る8kmは白い砂浜の海岸と松林など変化に富み、夏は関西・中京方面からの海水浴客でにぎわいます。

本町の西部にある青葉山は標高693mで、その雄姿は若狭富士と呼ばれています。本町の70%は山林で、日本海に注ぐ河川の流域に耕地約520haが帯状をなしています。



図 1-5 高浜町の位置

2. 気候特性

本町の気温、降水量を表 1-1 及び図 1-6 に示します。

本町の降水量は年間1,700~2,300mm程度です。令和4年の最高気温は8月で39.1℃であり、最低気温は2月で-5.6℃でした。

表 1-1 気温、降水量

	気温 (°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成29年	14.6	36.3	-3.7	2,300.5
平成30年	15.3	37.7	-9.6	2,139.0
令和元年	15.5	37.7	-2.2	1,667.0
令和2年	15.6	37.6	-2.1]	2,146.5
令和3年	15.6	37.3	-5.3	1,957.5
令和4年	15.3	39.1	-5.6	1,636.5
1月	3.3	10.8	-2.2	150.5
2月	2.2	11.7	-5.6	209.5
3月	8.4	22.2	-1.6	106.0
4月	14.0	28.5	1.8	81.5
5月	18.0	31.4	5.1	66.0
6月	23.2	37.5	13.3	82.0
7月	26.8	36.7	19.7	156.0
8月	27.8	39.1	17.2	237.5
9月	24.3	34.1	15.1	221.0
10月	16.6	31.4	6.0	131.0
11月	13.1	23.0	4.2	83.0
12月	6.0	15.1	-2.9	112.5

出典:福井地方気象台小浜観測所データ

) : 準正常値

] : 資料不足値

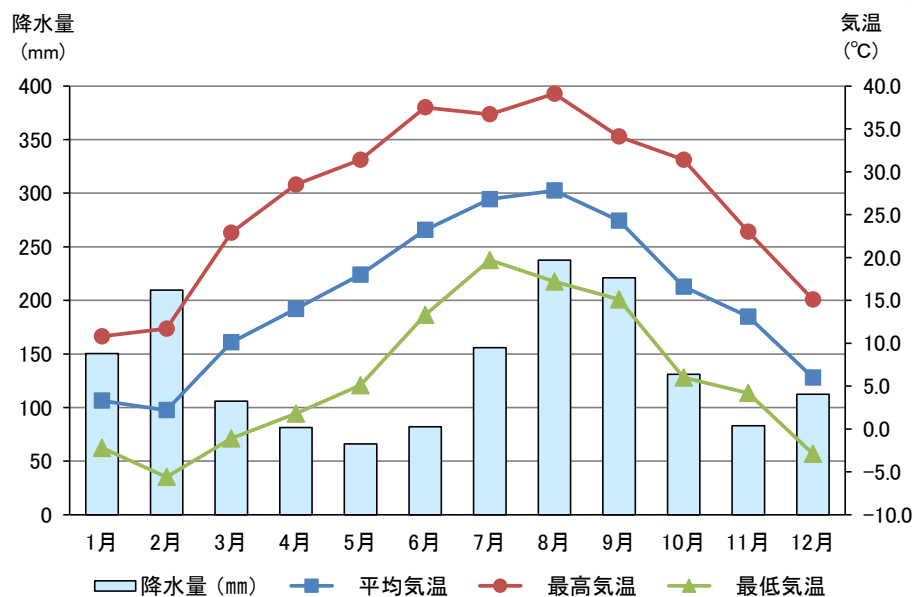


図 1-6 気温、降水量 (令和4年)

3. 社会環境の動態

1) 人口動態

本町の人口及び世帯数の推移を表 1-2 及び図 1-7 に示します。

人口が減少する一方で、世帯数は増加傾向であり、1世帯当たりの人口は減少傾向を示しています。

表 1-2 人口・世帯の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口(人)	10,706	10,583	10,596	10,520	10,442	10,361	10,282	10,326	10,175	9,967
世帯数(世帯)	4,001	4,001	4,191	4,220	4,248	4,302	4,328	4,500	4,472	4,424
1世帯当たり の人口 (人/世帯)	2.7	2.7	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3

出典: 福井県統計年鑑(各年10月1日 国勢調査ベース)

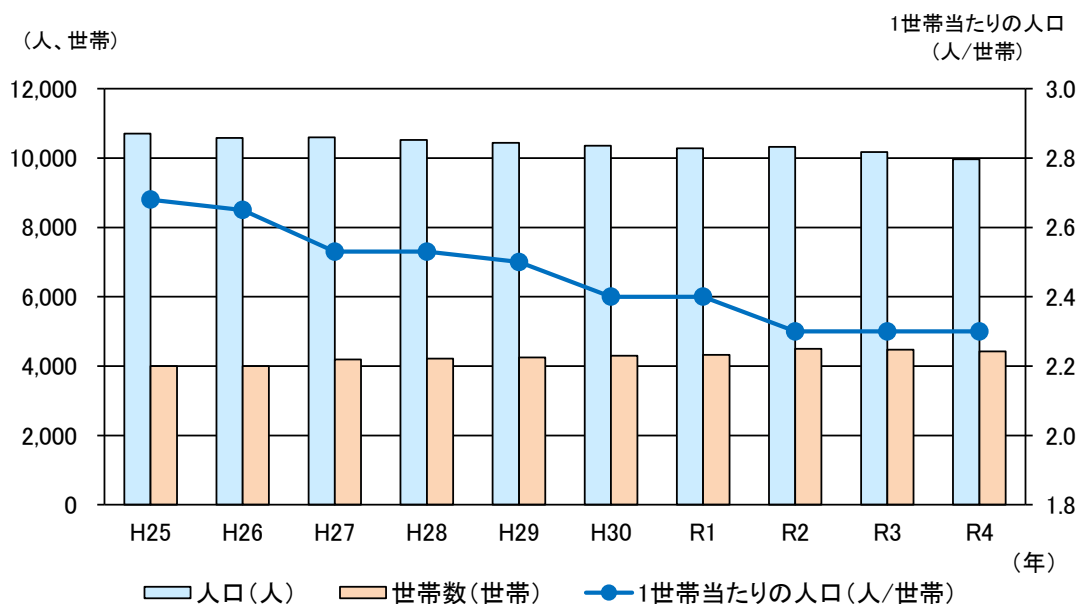


図 1-7 人口・世帯の推移

2) 高齢者人口

本町の高齢者人口の推移を表 1-3 及び図 1-8 に示します。
 高齢者人口の割合は増加傾向で、高齢化が進んでいます。

表 1-3 高齢者人口の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
高齢者人口 (人)	3,044	3,111	3,182	3,213	3,230	3,266	3,279	3,299	3,276	3,250
高齢者人口 の割合(%)	28.4%	29.4%	30.0%	30.5%	31.0%	31.6%	31.9%	32.7%	33.1%	33.5%

出典：福井県高齢者人口・高齢化率の状況(県内市町ごと)

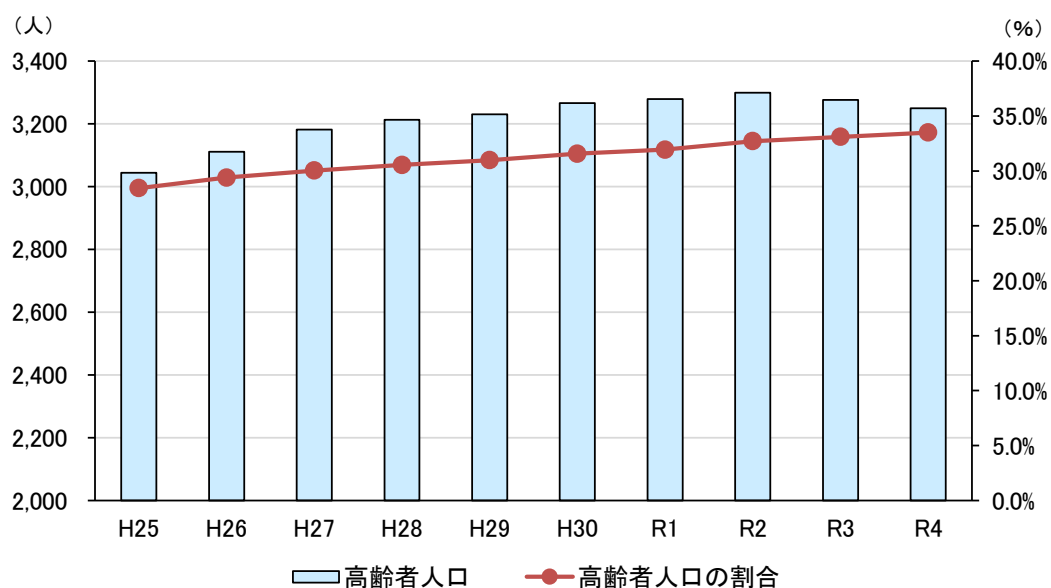


図 1-8 高齢者人口の推移

4. 産業構造

本町の産業構造を表 1-4、図 1-9 及び表 1-5 に示します。

第三次産業の割合が全体の6割を占めています。業種別では、第二次産業の建設業が一番多くなっています。

表 1-4 産業構造の推移

(単位:人)

	平成26年	平成28年	令和3年
第一次産業	71	94	284
第二次産業	1,526	1,558	1,588
第三次産業	3,287	3,174	3,290
合計	4,884	4,826	5,162

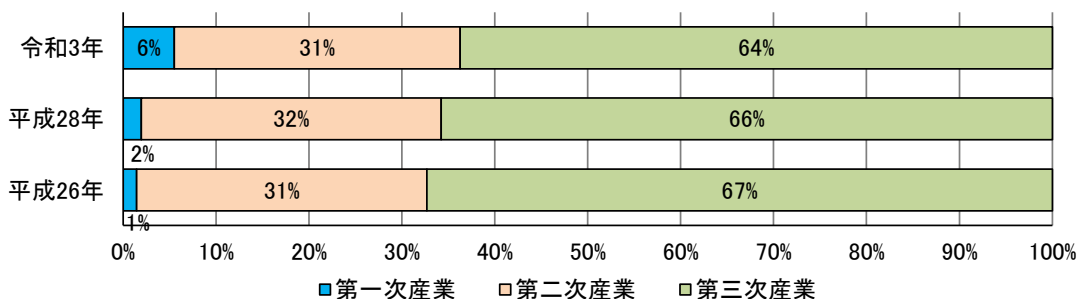


図 1-9 産業構造の推移

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

表 1-5 業種別事業所数・従業員数の内訳

	平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)
第一次産業						
農林漁業	5	71	5	94	11	284
第二次産業						
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	91	1,178	96	1,200	96	1,243
製造業	30	348	28	358	24	345
第三次産業						
電気・ガス・熱供給・水道業	1	538	1	491	1	567
情報通信業	2	8	1	0	1	4
運輸業、郵便業	9	76	10	103	12	111
卸売業、小売業	106	636	102	561	83	461
金融業、保険業	7	55	5	48	6	45
不動産業、物品賃貸業	11	25	11	17	14	49
学術研究、専門・技術サービス業	14	110	14	72	12	149
宿泊業、飲食サービス業	158	730	152	656	120	525
生活関連サービス業、娯楽業	45	125	48	152	40	107
教育、学習支援業	16	65	15	54	13	50
医療、福祉	17	308	17	324	18	532
複合サービス事業	13	86	12	96	12	86
サービス業(他に分類されないもの)	45	525	50	600	56	604

資料:平成26「経済センサス-基礎調査」、平成28年、令和3年「経済センサス-活動調査」、令和3年は速報値

5. 主要な交通

本町の主要な交通網を図 1-10 に示します。

本町の中心となる駅はJR小浜線の若狭高浜駅です。

町内には高規格道路である舞鶴若狭自動車道が通っており、おおい町境のトンネルを抜けてすぐに大飯高浜ICがあります。一般国道は国道27号が、県道は県道16号、21号、149号、237号等が通っています。

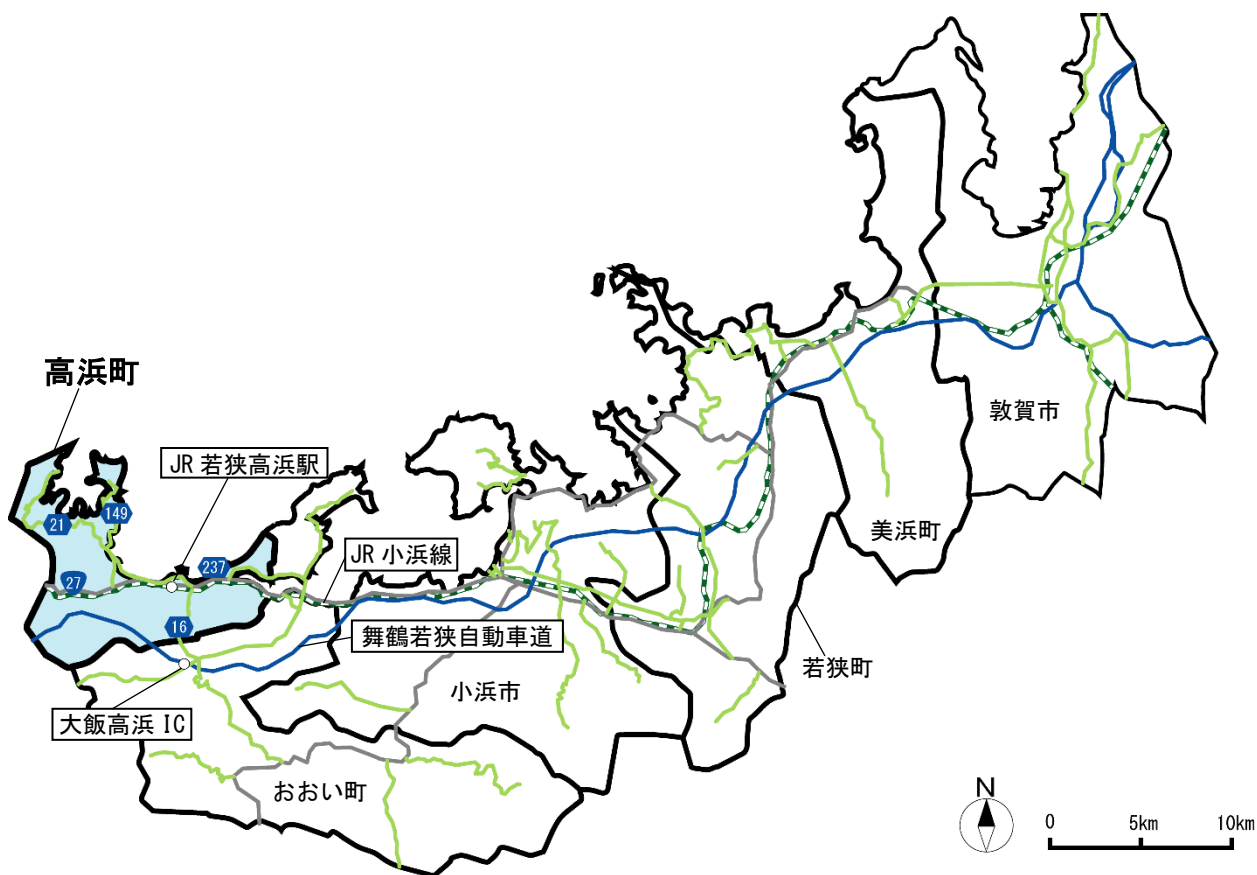


図 1-10 主要な交通網

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況

1. 沿革

本町のごみ処理に関する施策等の実施状況を表 2-1 に示します。

表 2-1 ごみ処理に関する施策等の実施状況

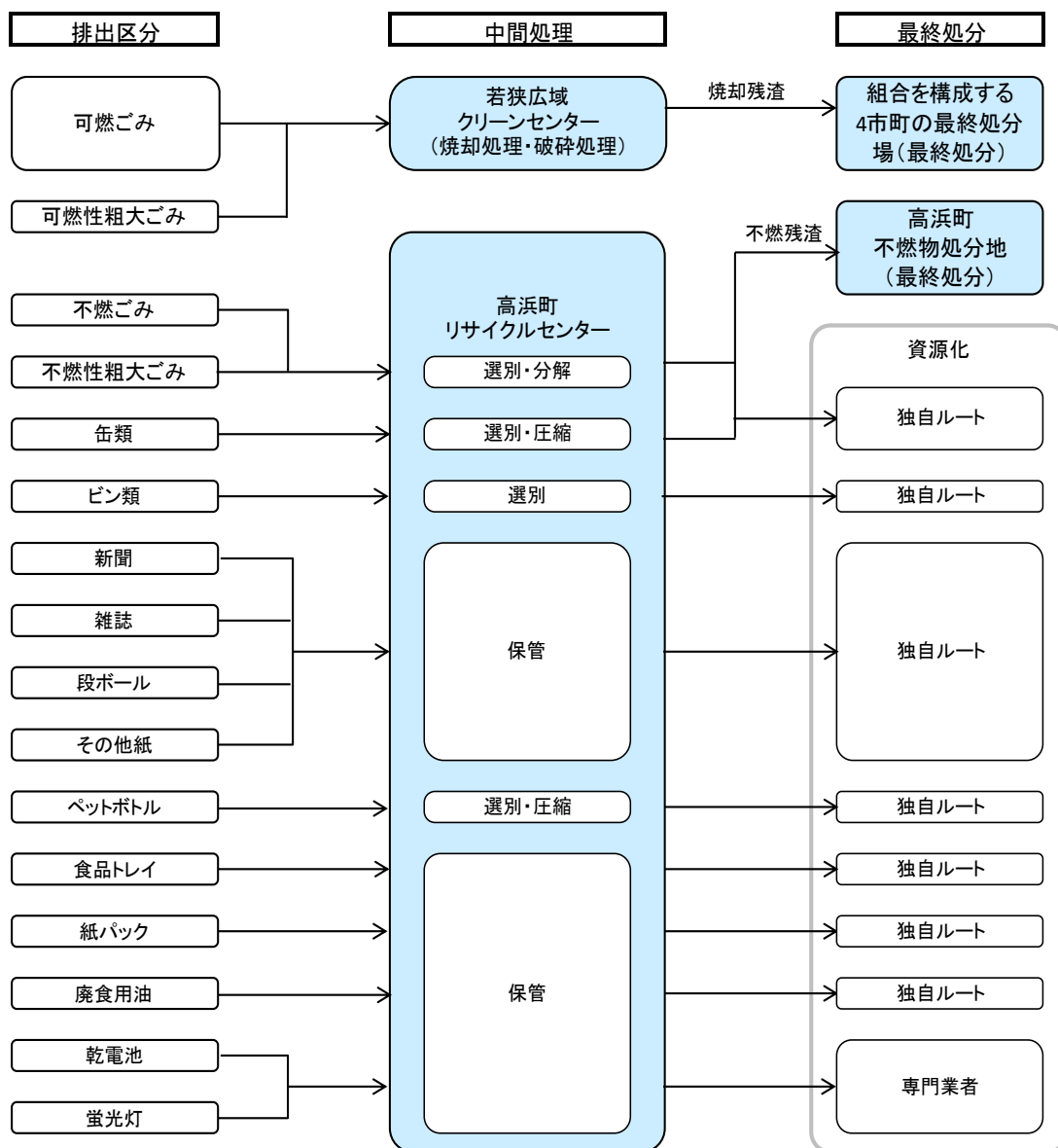
年月		項目
H元	7月	高浜町清掃センター稼働開始 (焼却施設: 15t/8h × 2 炉、粗大ごみ処理施設: 10t/5h)
H8	10月	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定
H11	4月	高浜町不燃物処分地稼働開始 (容量 128,000m ³)
H17	4月	高浜町リサイクルセンター稼働開始 (施設規模 4.23t/5h)
H22	10月	高浜町ごみ減量化行動計画の策定
H23	3月	高浜町総合計画の策定
H27	3月	嶺南5市町一般廃棄物(ごみ)処理広域化基本計画の策定
H27	10月	高浜町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の策定
H28	3月	嶺南4市町一般廃棄物(ごみ)処理施設広域化基本構想の策定
H28	6月	高浜町分別収集計画の策定
H28	3月	嶺南4市町一般廃棄物(ごみ)処理施設広域化地域計画の策定
H29	1月	高浜町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の改定
H29	6月	高浜町総合計画後期実施計画の策定
H30	3月	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定
R1	10月	高浜町清掃センター稼働停止
R3	3月	第2次高浜町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の策定 高浜町総合計画の策定
R5	4月	若狭広域クリーンセンター稼働開始

2. 処理体制

1) 処理フロー

本町のごみ処理フローを図 2-1 に示します。

ごみは、種類ごとに色分けした町指定のごみ袋を使用し、分別の徹底を図っています。そのうち、可燃ごみや可燃性の粗大ごみは若狭広域クリーンセンターで焼却処理を行っています。不燃ごみや不燃性粗大ごみ、資源ごみは本町のリサイクルセンターで選別・分解・圧縮・保管等を行い、資源化事業者に引き渡しています。焼却処理後の焼却残渣は、組合を構成する4市町それぞれの最終処分場へ埋立、不燃残渣は本町の不燃物処分地に埋立しています。



※令和5年4月現在

図 2-1 ごみ処理フロー

2) 分別区分

生活系ごみは、表 2-2 に示す分別区分と収集回数により収集を行っています。
 これまで分別していたプラスチック製容器包装は、若狭広域クリーンセンター
 の稼働に伴い、令和5年4月からは可燃ごみとして分別しています。

表 2-2 分別区分と収集方法

品目		袋の色等	収集回数	収集場所
可燃ごみ		緑	2回/週	集積所
不燃ごみ		黄	2回/月	
資源ごみ	新聞	水色	2回/週	
	雑誌	黄緑	2回/週	
	段ボール	ひも	2回/週	
	紙製容器包装	オレンジ	2回/月	
	缶類	半透明	2回/月	
	ビン類	薄茶	2回/月	
	ペットボトル	ピンク	2回/月	
	飲料用紙パック	指定なし	随時	
	食品トレイ	指定なし	随時	
発泡スチロール	指定なし	随時	直接搬入	
廃油	食用油	専用容器	2回/月	集積所
有害ごみ	乾電池	指定なし	2回/月	集積所
	蛍光灯			集積所
粗大ごみ		指定なし	随時	直接搬入

3) 処理手数料

処理手数料を表 2-3 に示します。

表 2-3 一般廃棄物の処理手数料

収集形態	ごみの種類	大きさ等	価格(税込み)
ステーション	可燃物(小)	25 リットル	10 円/枚
	上記以外のごみ袋		15 円/枚
直接搬入	可燃ごみ	家庭のごみ	令和 5 年度:22 円 令和 6 年度:33 円 (令和 7 年度:44 円、 令和 8 年度以降 55 円)
		事業所のごみ (一般廃棄物)	令和 5 年度:22 円 令和 6 年度:33 円 (令和 7 年度以降は検討中)
	可燃性粗大ごみ	畳・布団など	220 円+重量分
		木製家具など	330 円+重量分
	資源ごみ 不燃ごみ	指定ごみ袋に入っている もの	無料
	不燃性粗大ごみ	電気製品や自転車など 不燃ごみ(黄)の袋に入ら ない大きさのもの	400 円/個

4) 収集運搬体制の状況

収集運搬体制を表 2-4 に示します。

生活系ごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託しています。
また、事業系ごみの収集運搬については、許可業者により行っています。

表 2-4 収集運搬体制

車種	台数
4t 塵芥車	2 台
3t 塵芥車	4 台
2t 塵芥車	1 台
パワーゲート車	1 台
4t ダンプ	1 台
2t ダンプ	1 台
2t 深ダンプ	1 台
軽ダンプ	1 台
合計	12 台

5) 中間処理施設の状況

中間処理施設の概要を表 2-5 に示します。

若狭広域行政事務組合が運営する若狭広域クリーンセンターでは、可燃ごみや可燃性粗大ごみを焼却処理しています。

高浜町リサイクルセンターでは、不燃性の粗大ごみや不燃ごみを選別・分解し、資源となる金属類を回収しています。また、資源ごみの選別・圧縮・保管を行っています。

表 2-5 中間処理施設の概要

施設名	若狭広域行政事務組合 若狭広域クリーンセンター (焼却施設)	高浜町リサイクルセンター (資源化施設)
処理能力	70t/24h (35t/d×2炉)	4.23t/5h
処理方法	ストーカ式焼却炉	選別、圧縮等
稼働開始	令和5年4月	平成17年4月
維持管理体制	委託	委託

6) 最終処分場の状況

最終処分場の概要を表 2-6 に示します。

埋立対象物は、焼却残渣および不燃残渣です。

表 2-6 最終処分場の概要

施設名	高浜町不燃物処分地
計画容量	128,000m ³
稼働開始	平成11年4月
埋立期間	令和18年3月まで
埋立対象	焼却残渣(主灰、飛灰)、不燃残渣
維持管理体制	委託

7) 排出抑制の状況

排出を抑制するため、前計画の策定以降、次のような環境教育や普及啓発を実施しています。

環境教育や普及啓発に関する施策	・住民・事業者が積極的に4Rに取り組み、ごみの分別を促進できるよう指導する。
	・ごみの排出量の状況、減量や資源化の方法など、ごみに関する情報を広報紙やホームページをとおして発信する。
	・収集条件を周知徹底し、分別意識の定着を行う。
	・転入してくる外国人に対して分別指導を行う。
	・観光客に対して、海岸付近に設置してあるごみ箱を分別式にして、少しでも分別してもらえるようにする。
	・マイバッグの持参を徹底するように啓発を行う。
	・小学校、中学校との連携を図り、ごみ減量についての学習会を実施する。また、子どもから大人までを対象とする環境学習を実施する。
	・ごみがどのように処理されているのかを理解し、ごみの排出抑制やリサイクルを促すため、施設見学会を実施する。
	・事業系ごみのリサイクルルートの模索など、発生抑制のための情報を提供する。
	・持込ごみの搬入時に、立会による搬入物検査を実施し、資源ごみなどの搬入を防止するとともに、排出者に対して適正排出の指導を行う。収集ステーションにおいても不適正に排出されたごみ袋を未回収とすることで排出者に適正な分別を促す。
	・多量排出事業者に対し、個別指導や排出削減への協力依頼を行う。
・生ごみの水切り、食べ残しを減らすために「おいしいふくい食べきり運動」を推進する。	

また、リサイクルの推進に関しては、次のような施策を推進しています。

リサイクルの推進に関する施策	・町内の公共施設に資源ごみボックスを設置し、資源ごみを持ち込みやすい環境を構築する。
	・こども会やPTAなどの資源回収団体に対し、奨励補助金を交付し、資源ごみの回収を推進する。
	・資源ごみの店頭回収などをお願いする。
	・公共事業における建設副産物のリサイクル（コンクリートや道路の舗装などへの活用）を推進する。
	・民間のリサイクル技術（古紙や木材、焼却残渣の活用など）を活用する。
	・町内のバイオマス資源の利用可能量を調査し、バイオマスの利活用を検討する。

3. ごみ処理の実績

1) 分別区分別ごみ排出量

分別区分別ごみ排出量を図 2-2 に示します。

ごみ排出量は、平成29年度から令和元年度まで増加し、その後令和3年度まで減少したものの令和4年度で再び増加しています。平成29年度と令和4年度をみると、可燃ごみは横ばい傾向、粗大ごみ及び資源ごみは減少傾向にあります。

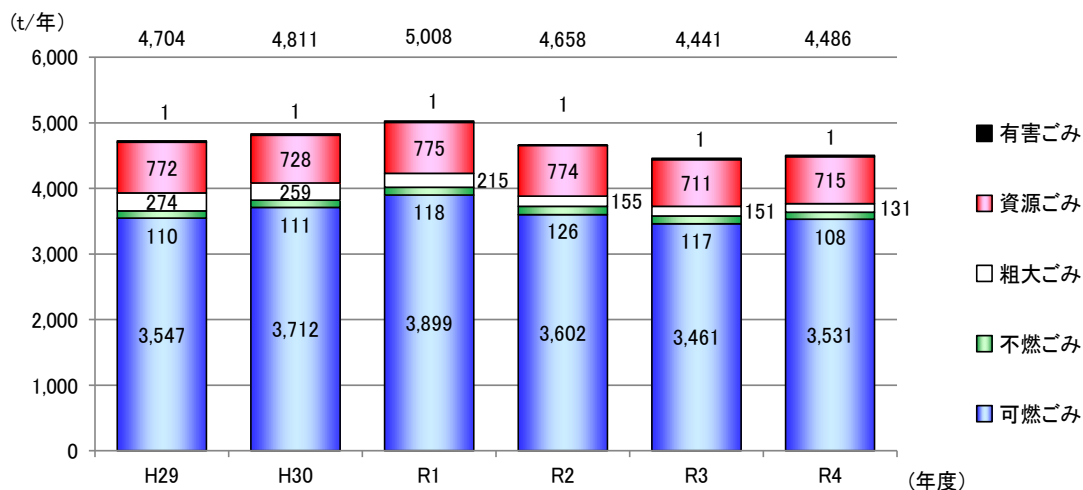


図 2-2 分別区分別ごみ排出量

※資源ごみに集団回収を含む。

(1) 収集形態別ごみ排出量

収集形態別ごみ排出量を図 2-3 に示します。

収集ごみは、平成29年度から令和2年度まで増加し、その後減少傾向にあります。持込ごみは、平成29年度から令和元年度まで増加し、その後令和3年度まで減少したものの令和4年度で再び増加しています。集団回収は、平成29年度以降、増減を繰り返しています。

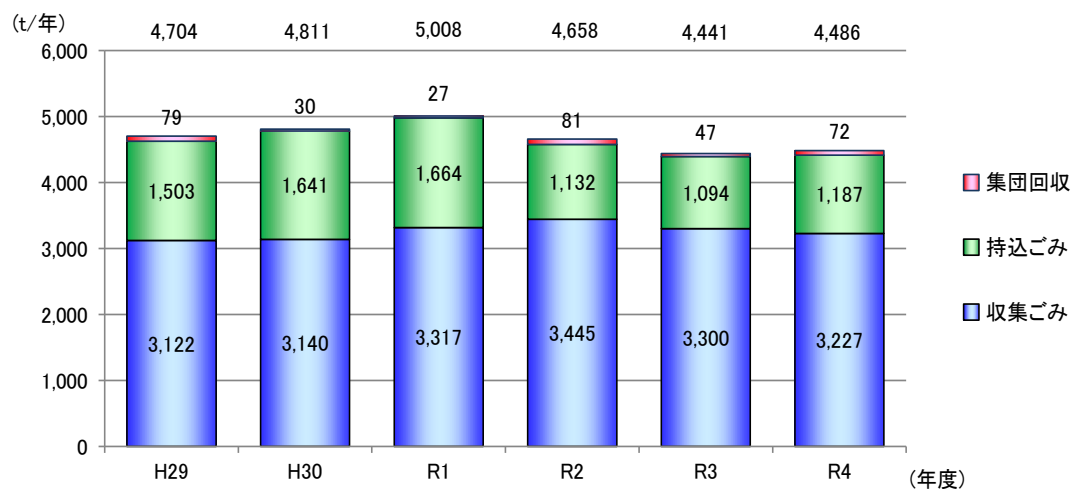


図 2-3 収集形態別ごみ排出量

(2) 排出形態別ごみ排出量

排出形態別ごみ排出量を図 2-4 に示します。

生活系ごみは令和2年度に減少に転じ、令和3年度まで減少したものの令和4年度で増加しています。事業系ごみは平成29年度から令和2年度まで増加し、その後減少傾向にあります。

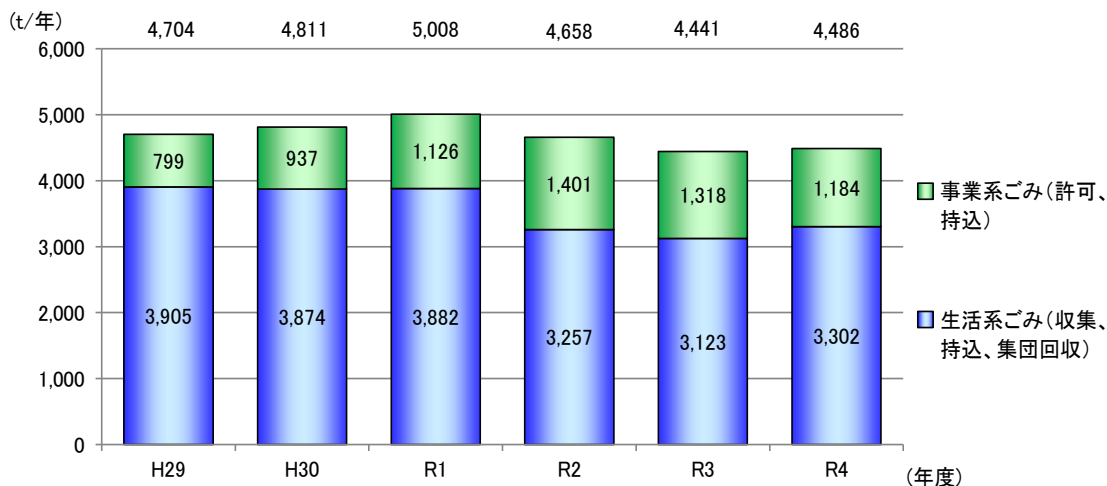


図 2-4 排出形態別ごみ排出量

(3) 1人1日当たりの排出形態別ごみ排出量

1人1日当たりの排出形態別ごみ排出量を図 2-5 に示します。

1人1日当たりの生活系ごみは令和2年度に減少に転じ、令和3年度まで減少したものの令和4年度で増加しています。1人1日当たりの総排出量も生活系ごみと同様の傾向で推移しています。

1日当たりの事業系ごみは平成29年度から令和2年度まで増加し、その後減少傾向にあります。

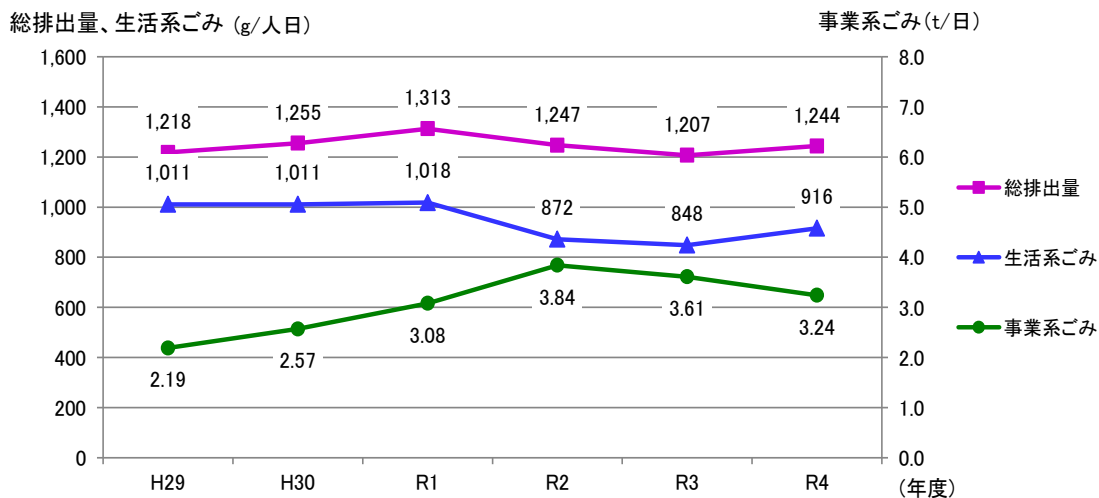


図 2-5 1人1日当たりの排出形態別ごみ排出量

※総排出量、生活系ごみにそれぞれ集団回収を含む。

(4) 資源ごみ排出量

資源ごみ排出量を図 2-6 に示します。

集団回収を含めた資源ごみは、平成29年度以降、増減を繰り返しています。

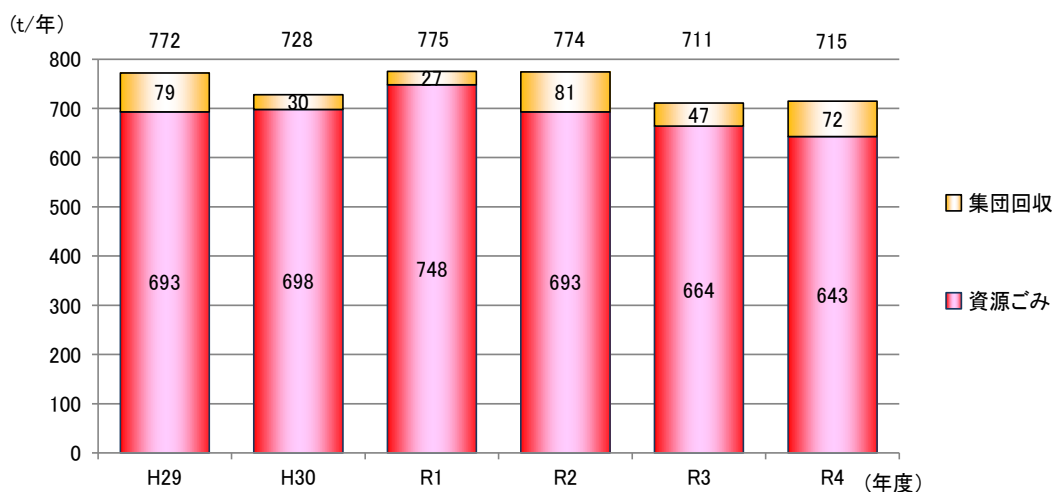


図 2-6 資源ごみ排出量

(5) 集団回収量

集団回収量を図 2-7 に示します。

集団回収は、平成29年度以降、増減を繰り返しています。

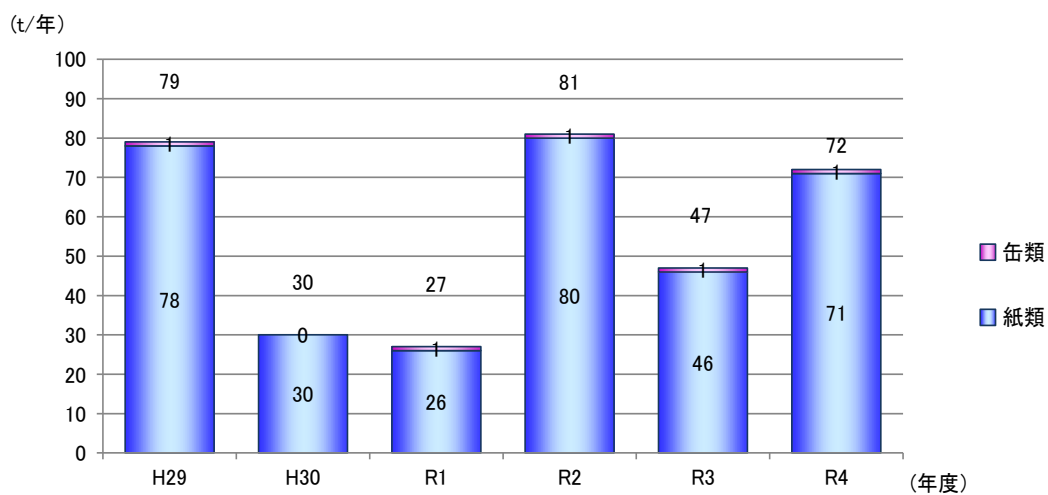


図 2-7 集団回収量 (一般廃棄物処理実態調査結果)

表 2-7 ごみ排出量の実績

項目	単位	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		実績					
人口	人	10,581	10,499	10,418	10,234	10,084	9,878
生活系ごみ	t/年	3,905	3,874	3,882	3,257	3,123	3,302
収集ごみ	t/年	2,466	2,365	2,361	2,625	2,559	2,531
可燃ごみ	t/年	2,025	1,959	1,924	2,153	2,113	2,107
不燃ごみ	t/年	99	100	106	113	105	98
粗大ごみ	t/年	3	2	3	7	3	2
資源ごみ	t/年	338	303	327	351	337	323
有害ごみ	t/年	1	1	1	1	1	1
持込ごみ	t/年	1,360	1,479	1,494	551	517	699
可燃ごみ	t/年	831	933	979	173	145	345
不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	271	257	212	148	148	129
資源ごみ	t/年	258	289	303	230	224	225
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
集団回収	t/年	79	30	27	81	47	72
事業系ごみ	t/年	799	937	1,126	1,401	1,318	1,184
収集ごみ(許可)	t/年	656	775	956	820	741	696
可燃ごみ	t/年	576	690	860	721	651	616
不燃ごみ	t/年	11	11	12	13	12	10
資源ごみ(缶類)	t/年	69	74	84	86	78	70
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
持込ごみ	t/年	143	162	170	581	577	488
可燃ごみ	t/年	115	130	136	555	552	463
不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
資源ごみ(缶類)	t/年	28	32	34	26	25	25
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
総排出量	t/年	4,704	4,811	5,008	4,658	4,441	4,486
収集ごみ	t/年	3,122	3,140	3,317	3,445	3,300	3,227
可燃ごみ	t/年	2,601	2,649	2,784	2,874	2,764	2,723
不燃ごみ	t/年	110	111	118	126	117	108
粗大ごみ	t/年	3	2	3	7	3	2
資源ごみ	t/年	407	377	411	437	415	393
有害ごみ	t/年	1	1	1	1	1	1
持込ごみ	t/年	1,503	1,641	1,664	1,132	1,094	1,187
可燃ごみ	t/年	946	1,063	1,115	728	697	808
不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	271	257	212	148	148	129
資源ごみ	t/年	286	321	337	256	249	250
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
集団回収	t/年	79	30	27	81	47	72
1人1日当たりの生活系ごみ(集団回収含む)	g/人日	1,011.12	1,010.92	1,018.10	871.93	848.49	915.83
収集ごみ	g/人日	638.52	617.15	619.20	702.73	695.26	701.99
収集可燃ごみ	g/人日	524.33	511.20	504.59	576.38	574.08	584.39
収集不燃ごみ	g/人日	25.63	26.10	27.80	30.25	28.53	27.18
収集粗大ごみ	g/人日	0.78	0.52	0.79	1.87	0.82	0.55
収集資源ごみ	g/人日	87.52	79.07	85.76	93.97	91.56	89.59
収集有害ごみ	g/人日	0.26	0.26	0.26	0.27	0.27	0.28
持込ごみ	g/人日	352.14	385.95	391.82	147.51	140.46	193.87
集団回収	g/人日	20.46	7.83	7.08	21.68	12.77	19.97
1人当たりの生活系ごみ量(資源除く)	kg/人年	305	310	310	254	249	271.51
1日当たりの事業系ごみ量	t/日	2.19	2.57	3.08	3.84	3.61	3.24
1人1日当たりの排出量(集団回収除く)	g/人日	1,198	1,248	1,306	1,225	1,194	1,224
1人1日当たりの総排出量	g/人日	1,218	1,255	1,313	1,247	1,207	1,244
年間日数	日	365	365	366	365	365	365

出典:【人口】高浜町行政区別人口・世帯数表(各年9月末人口)

【ごみ排出量】一般廃棄物処理実態調査結果

(6) ごみ組成分析

令和元年10月末まで、可燃ごみは高浜町清掃センターで焼却処理を行ってまいした。高浜町清掃センターでは年4回のごみ組成分析を行っており、令和元年度までのごみ組成分析結果を表 2-8 及び図 2-8 に示します。

表 2-8 ごみ組成分析結果

項目			H27	H28	H29	H30	R1
ごみ組成分析	紙・布類	%	53.0	36.7	41.1	41.1	34.7
	ビニール・ゴム皮革類	%	22.0	22.2	20.2	23.4	25.2
	木・竹・わら類	%	11.1	26.2	25.9	27.3	33.7
	ちゅう芥類	%	7.9	10.6	8.2	4.0	4.5
	不燃物類	%	2.7	1.5	1.3	1.7	0.7
	その他	%	3.3	2.9	3.3	2.5	1.3
単位容積重量	kg/m ³	145	180	161	170	182	
三成分	水分	%	45.7	40.2	46.1	39.4	40.1
	灰分	%	5.8	5.8	4.1	4.7	3.8
	可燃物	%	48.5	54.1	49.9	55.9	56.1
低位発熱量(実測値)	kJ/kg	7,990	9,250	8,318	9,640	9,655	

出典: 高浜町ごみ質測定結果報告書

※高浜町清掃センターの稼働停止に伴い令和元年度以降高浜町単独でのごみ質調査を実施していない

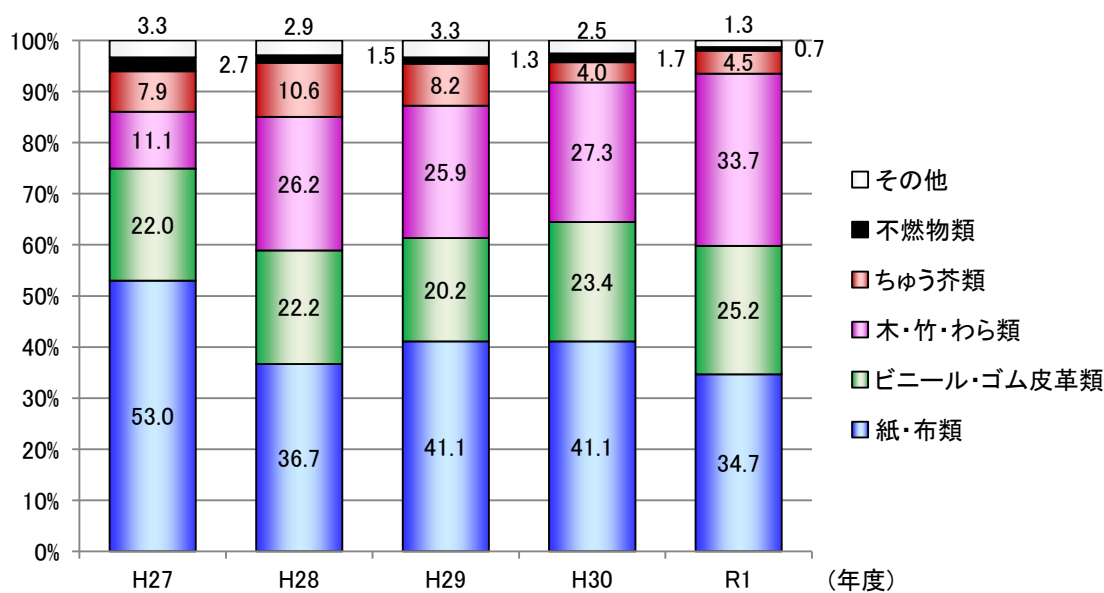


図 2-8 ごみ組成分析結果

(7) 中間処理施設処理量

中間処理施設処理量を図 2-9 に示します。

可燃ごみや可燃性粗大ごみは焼却処理を行っています。不燃性の粗大ごみや不燃ごみは分解、資源ごみは選別・圧縮・保管を行っています。

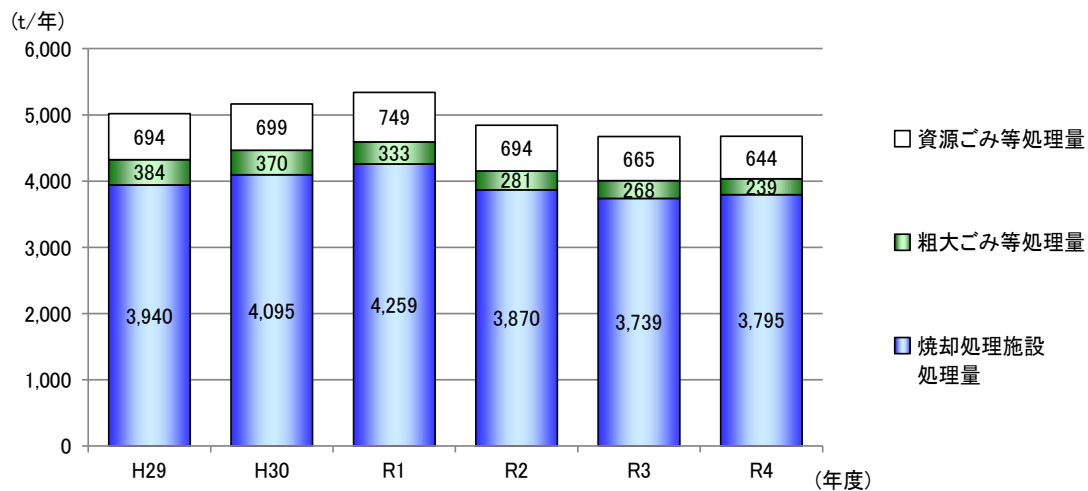


図 2-9 中間処理施設処理量

※焼却処理施設処理量: 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ

粗大ごみ等処理量: 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ

資源ごみ等処理量: 資源ごみ、有害ごみ

また、小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計が合わない場合がある。

(8) 最終処分量

最終処分量を図 2-10 に示します。

焼却残渣や不燃残渣は高浜町不燃物処分地に埋立処分しています。

最終処分率は平成29年度から令和元年度まで12.8%から14.6%で推移していましたが、令和2年度以降は6.0%から9.2%で推移しています。

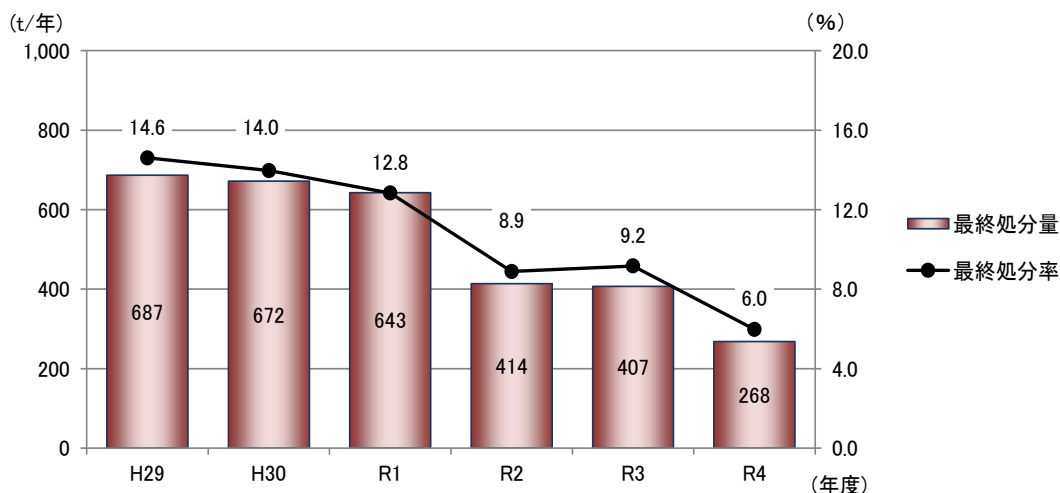


図 2-10 最終処分量

(9) 資源化量と資源化率

資源化量と資源化率を図 2-11 に示します。

資源化量は令和2年度に増加しましたが、令和3年度には減少に転じており、資源化率も同様の傾向にあります。

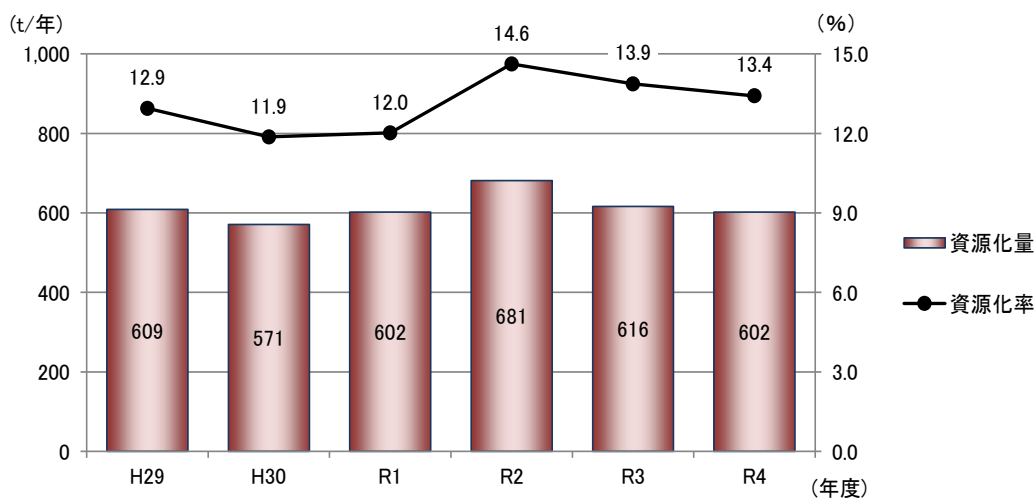


図 2-11 資源化量と資源化率

※集団回収を含む。

表 2-9 ごみ処理の実績

項目	単位	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		実績					
焼却処理量	t/年	3,940	4,095	4,259	3,870	3,739	3,795
可燃ごみ	t/年	3,547	3,712	3,899	3,602	3,461	3,531
破碎後可燃残渣	t/年	125	121	88	84	88	66
選別後可燃残渣	t/年	268	262	272	184	190	198
粗大ごみ処理量	t/年	384	370	333	281	268	239
生活系収集不燃ごみ	t/年	99	100	106	113	105	98
生活系収集粗大ごみ	t/年	3	2	3	7	3	2
生活系持込粗大ごみ	t/年	271	257	212	148	148	129
事業系収集不燃ごみ	t/年	11	11	12	13	12	10
破碎後可燃残渣	t/年	125	121	88	84	88	66
破碎後不燃残渣	t/年	161	156	119	102	99	97
破碎後資源物	t/年	98	93	93	95	81	76
金属類	t/年	89	81	81	81	67	59
プラ類	t/年	4	5	8	8	8	8
その他	t/年	5	7	4	6	6	9
資源ごみ処理量	t/年	694	699	749	694	665	644
生活系資源ごみ	t/年	596	592	630	581	561	548
生活系有害ごみ	t/年	1	1	1	1	1	1
事業系資源ごみ	t/年	97	106	118	112	103	95
事業系有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
選別後可燃残渣	t/年	268	262	272	184	190	198
選別後資源物	t/年	426	438	477	511	476	446
缶類	t/年	57	60	64	59	54	48
ビン類	t/年	51	55	61	67	70	63
紙類	t/年	243	247	267	289	270	254
紙パック	t/年	0	0	1	1	1	1
紙製容器包装	t/年	10	8	8	7	7	6
ペットボトル	t/年	31	38	42	48	39	43
プラスチック製容器包装	t/年	24	22	27	32	30	27
発泡スチロール	t/年	9	7	6	7	4	4
廃食用油	t/年	1	1	1	1	1	0
資源化量	t/年	609	571	602	681	616	602
金属類	t/年	152	151	154	131	128	114
缶類	t/年	57	60	64	59	54	48
雑鉄	t/年	96	90	90	71	74	66
ビン類	t/年	51	55	61	67	70	63
無色	t/年	22	19	22	25	30	21
茶色	t/年	19	23	23	30	29	25
その他	t/年	9	12	15	12	11	17
新聞・雑誌・段ボール	t/年	243	247	267	289	270	254
段ボール	t/年	61	64	83	105	94	92
雑誌	t/年	79	70	73	81	93	92
新聞・チラシ	t/年	103	113	111	104	83	70
紙パック	t/年	0	0	1	1	1	1
紙製容器包装	t/年	10	8	8	7	7	6
ペットボトル	t/年	31	38	42	48	39	43
プラスチック製容器包装	t/年	24	22	27	32	30	27
発泡スチロール	t/年	9	7	6	7	4	4
硬質プラ	t/年	4	5	8	8	8	8
蛍光管(乾電池)	t/年	5	7	0	4	7	7
小型家電	t/年	0	0	0	5	4	3
廃食用油(0.9kg/Lで換算)	t/年	1	1	1	1	1	0
集団回収量	t/年	79	30	27	81	47	72
資源化率	t/年	12.9	11.9	12.0	14.6	13.9	13.4
最終処分量	t/年	687	672	643	414	407	268
直接埋立	t/年	0	0	114	108	98	0
焼却残渣	t/年	526	516	410	204	210	171
破碎後不燃残渣	t/年	161	156	119	102	99	97
最終処分率	%	14.6	14.0	12.8	8.9	9.2	6.0
総排出量	t/年	4,704	4,811	5,008	4,658	4,441	4,486

出典：一般廃棄物処理実態調査結果

※焼却施設処理量は令和元年10月まで高浜町清掃センターにて処理、それ以降から令和4年度までは民間事業者等へ委託処理

4. ごみ処理の評価

一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、ごみ処理状況についての類似市町村との比較した結果を表 2-10 及び図 2-12 に示します。

本町の特徴として、「人口1人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」が類似市町村より多くなっています。

表 2-10 類似市町村との比較（令和3年度）

	高浜町	類似市町村 平均値
1人1日当たりの排出量(g/人日)	1,207	928
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料)	13.3%	15.9%
廃棄物のうち最終処分される割合	9.2%	8.6%
人口1人当たり年間処理経費(円)	47,911	16,542
最終処分減量に要する費用(円)	102,401	51,935

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール令和3年度実績版 環境省

人口1人当たり年間処理経費＝処理及び維持管理費÷計画収集人口

最終処分減量に要する費用＝(処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費)÷(ごみ総排出量－最終処分量)

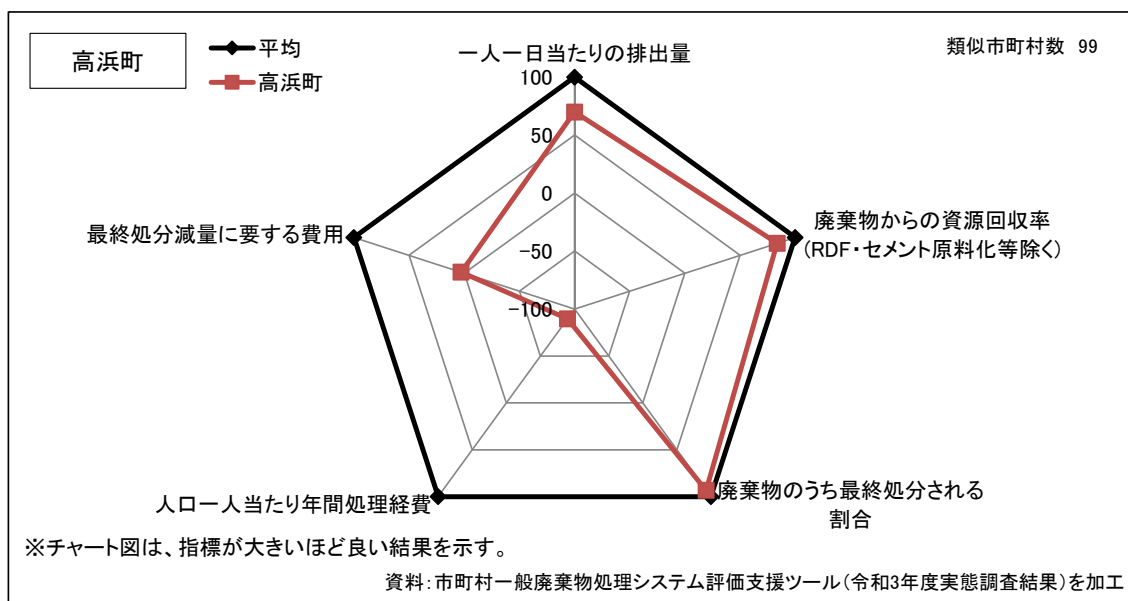


図 2-12 類似市町村との比較

5. ごみ処理経費

処理経費を表 2-1 1 及び図 2-1 3 に示します。

処理経費は平成 29 年度から令和元年度にかけて減少していましたが、令和 2 年度からは仮置場を設置したために中間処理経費が増加しました。また、1 人当たりの処理経費、1t 当たりの処理経費も同様の傾向を示しています。

表 2-1 1 処理経費

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人件費 (千円)	7,964	8,276	8,030	7,043	7,054	7,183
収集運搬費 (千円)	84,726	82,777	88,175	107,206	108,240	102,916
中間処理費 (千円)	271,001	240,622	200,266	314,334	298,812	268,540
最終処分費 (千円)	38,510	36,536	41,896	68,905	68,983	67,979
車両購入費・その他 (千円)	0	0	0	0	0	0
合計 (千円)	402,201	368,211	338,367	497,488	483,089	446,618
人口 (人)	10,581	10,499	10,418	10,234	10,084	9,878
1人当たりの処理経費 (円)	38,012	35,071	32,479	48,611	47,906	45,213
排出量(集団回収除く) (t/年)	4,625	4,781	4,981	4,577	4,394	4,414
1t当たりの処理経費 (円)	86,962	77,015	67,932	108,693	109,943	101,182

出典：一般廃棄物処理実態調査結果

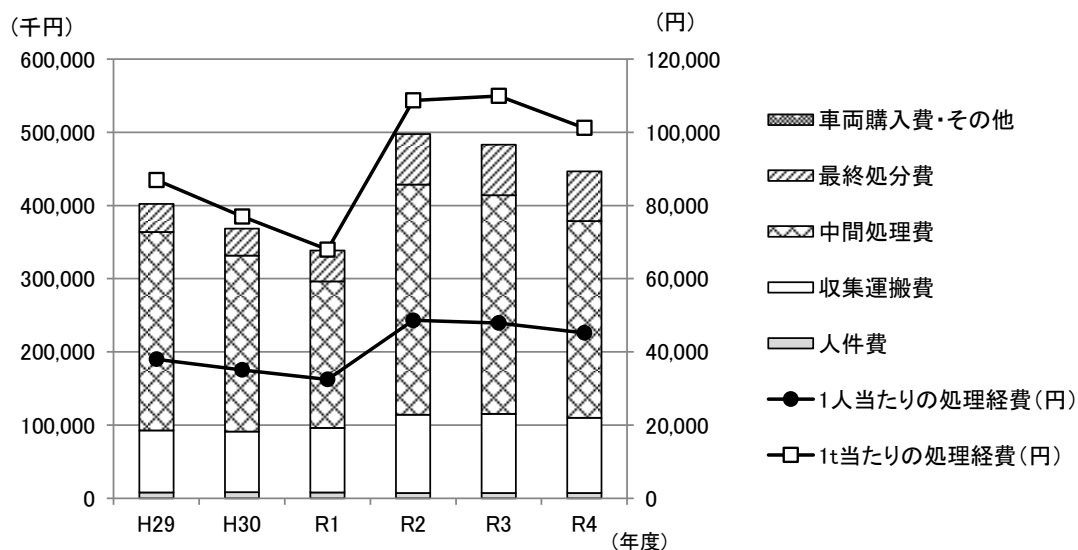


図 2-1 3 処理経費

6. ごみ処理の課題

1. 発生抑制に関する課題

本町のごみ排出量は平成 29 年度以降において、令和 4 年度が最も少なくなりましたが、1 人 1 日当たりのごみ排出量は平成 29 年度に 1,218g、令和 4 年度に 1,244g となり、増加しています。ごみ排出量の抑制、循環型社会の形成に向けて、搬入物検査を実施するなど、分別の徹底について周知を継続する必要があります。

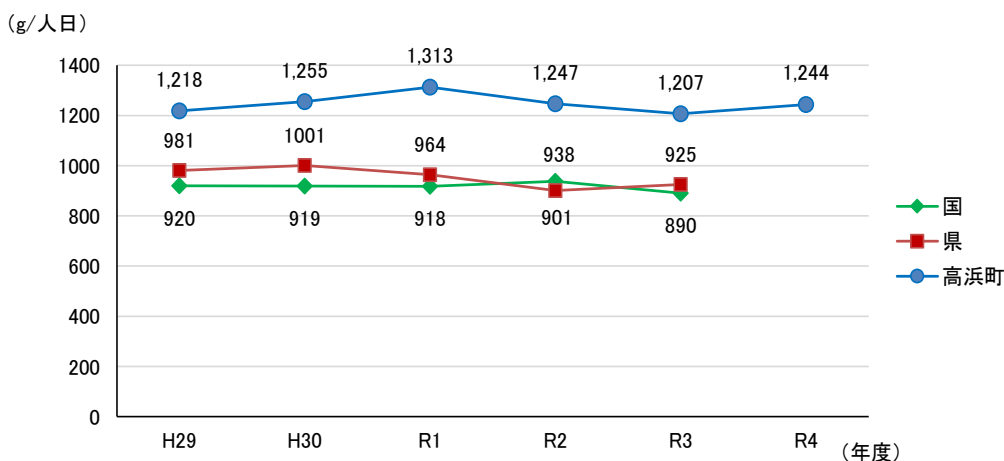
紙類については、週に 2 回の収集を実施していますが、可燃ごみに多くの紙類が含まれており、分別の徹底を呼びかけていく必要があります。

木・竹・藁類（草木類）については、夏季において可燃ごみ中で最も高い割合を占めています。本町での草木類の処理は、少量の場合は可燃ごみ袋に入れて焼却処理、大量の場合は直接搬入し焼却処理であり、草木類を資源化する場合は収集方法や処理方法について別途検討する必要があります。

厨芥類（生ごみ等）については、可燃ごみに含まれる厨芥類等の割合は低いものの、厨芥類の中に相当量の食品ロスを含む、第 3 次産業由来の廃棄物があることが想定されます。今後は事業者や関係団体等と協力しながら、適切な処理や排出抑制、資源化を呼びかけていく必要があります。また、飲食店等と協力して、食品ロスの削減にも取り組んでいく必要があります。

小型家電については、本町では、令和 3 年の「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」事業以降、小型家電の回収ボックスの設置しておらず、リサイクルセンターで手選別・分解後、不要物は埋立処分していることから、今後は、小型家電の資源化に向けた収集方法や引き取り先を検討する必要があります。

また、福井県の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、令和 3 年度は 925g（一般廃棄物処理実態調査結果）ですが、本町は 1,207g となっており、一人当たりの年間処理経費が 4 万円を超えています。ごみ減量に取り組み、ごみの処理経費を削減することが必要です。



<p>2. 資源化に関する課題</p> <p>ごみの種類ごとに色分けした町指定のごみ袋を使用することで、分別の徹底が進められていますが、若狭広域クリーンセンターの稼働に伴い、令和5年4月からはこれまで資源ごみとして分別していたプラスチック製容器包装が燃やすごみとなりました。この変更に伴い、これまで実施してきた分別を継続できるように、定期的な周知、啓発を継続し、分別を徹底することが必要です。</p>
<p>3. 収集運搬に関する課題</p> <p>人口の減少に伴い、収集運搬量の減少が想定され、今後、ごみ収集量に応じた効率的な収集体制を構築する必要があります。</p> <p>また、不適物の混入は、燃やすごみの収集や処理を進める上でも支障を来すため、分別ルールの周知が必要です。家電リサイクル法で定められている特定家電品や大型のごみなど、収集できないごみに関しても、同様に排出方法を周知する必要があります。</p>
<p>4. 中間処理に関する課題</p> <p>若狭広域行政事務組合では、若狭広域クリーンセンターを整備し、令和5年4月から稼働を開始しています。安心して安全な処理を継続するため、適切な維持管理が必要です。</p> <p>高浜町リサイクルセンターは稼働後19年が経過していることから、多様化するごみへの分別対応や長期的に処理を継続するため、広域化を含めた今後の管理運営・施設整備について検討することが必要です。また、機能維持のため、より一層の適正な維持管理、効率的な処理体制の確保が求められます。</p>
<p>5. 最終処分に関する課題</p> <p>令和2年度以降、最終処分量は減少していますが、どんなに資源化を進めても、最終処分せざるを得ないものが発生することは避けられず、また、最終処分場の容量には限りがあります。今後も住民・事業者が一体となってごみの排出抑制に取り組み、適切な処理を実施し最終処分量を減らしながら、高浜町不燃物処分地を大切に使用していく必要があります。</p> <p>また、広域最終処分場の建設に向けた調査・計画を進める必要があります。</p>
<p>6. 災害廃棄物</p> <p>災害により膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性があります。これらは安全にかつ迅速に処理する必要がありますが、その際にも資源化を考慮した処理を行う必要があります。</p> <p>また、災害によって生じた廃棄物の仮置場の配置計画、仮置場における分別計画、広域的な処理・処分計画を作成し、災害時の応急体制を確保する必要があります。</p> <p>災害時には、町単独では迅速な対応が難しいことから、広域的な相互応援体制を構築することも必要です。</p>
<p>7. その他</p> <p>令和5年4月から若狭広域クリーンセンターが稼働しています。今後も円滑な処理を継続するため、若狭広域行政事務組合を構成する市町とともに、各市町と連携を図る必要があります。</p>

第2節 基本方針

前計画の策定から住民、事業者、行政の役割をそれぞれ担い、循環型社会の実現のため、ものを大切にする意識を高め、ごみ発生抑制、資源化に努めてきましたが、ごみの減量化は停滞しつつあります。本計画では、前計画で定めた基本方針を継続して目指しつつ、ごみ減量化計画に重点的に取り組むこととします。

基本方針Ⅰ：4R (Refuse (発生回避)、Reduce (発生抑制)、Reuse (再使用)、Recycle (再生利用)) の積極的な取り組みとエコライフの実践

住民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、4R に積極的に取り組み、一人ひとりが“ごみを出さない” “もったいない” という意識を持ったエコライフを実践します。また、住民が参加しやすく、取り組みやすい仕組みを構築します。

- 住民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、連携して4R に取り組みます。
- 生ごみの水切り、食べ残し削減のため、「おいしいふくい食べきり運動」を推進します。
- ごみを出さないエコライフについて広く知識を共有するため環境啓発を推進します。
- 収集条件を周知徹底し、分別意識の再徹底を行います。
- 雑がみ（新聞、雑誌、段ボール、紙パックを除く空き箱、包装紙、封筒など、資源化できる紙資源）の分別回収運動を推進します。
- 町内に資源ごみ回収ボックスを設置し、資源ごみを持ち込みやすい環境を構築します。

基本方針Ⅱ：安全で環境にやさしいごみ処理の推進

発生する環境負荷をできる限り軽減し、安全で安心な処理・処分の実施や施設の適正な維持管理に努めます。

- 効果的な分別収集方法を検討します。
- 環境負荷の少ないごみ処理を実施します。
- 安全で安心な処理・処分と施設の適正な維持管理を実施します。
- 広域処理体制の構築を推進します。

第3節 ごみ排出量及び処理量の予測

1. ごみの排出量の予測方法

ごみ排出量の予測フローを図 2-14 に示します。

最初に、将来の行政区域内人口の設定を行い、生活系ごみや事業系ごみの実績値により、現状の傾向が推移した場合（以下「トレンド予測」という。）のごみ排出量を算出します。次に、トレンド予測のごみ排出量と、前計画や若狭地域循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の目標値の達成状況を比較し、これまで進めてきた施策や成果を評価します。そして、今後の施策を踏まえながら、本計画の基本目標を設定します。

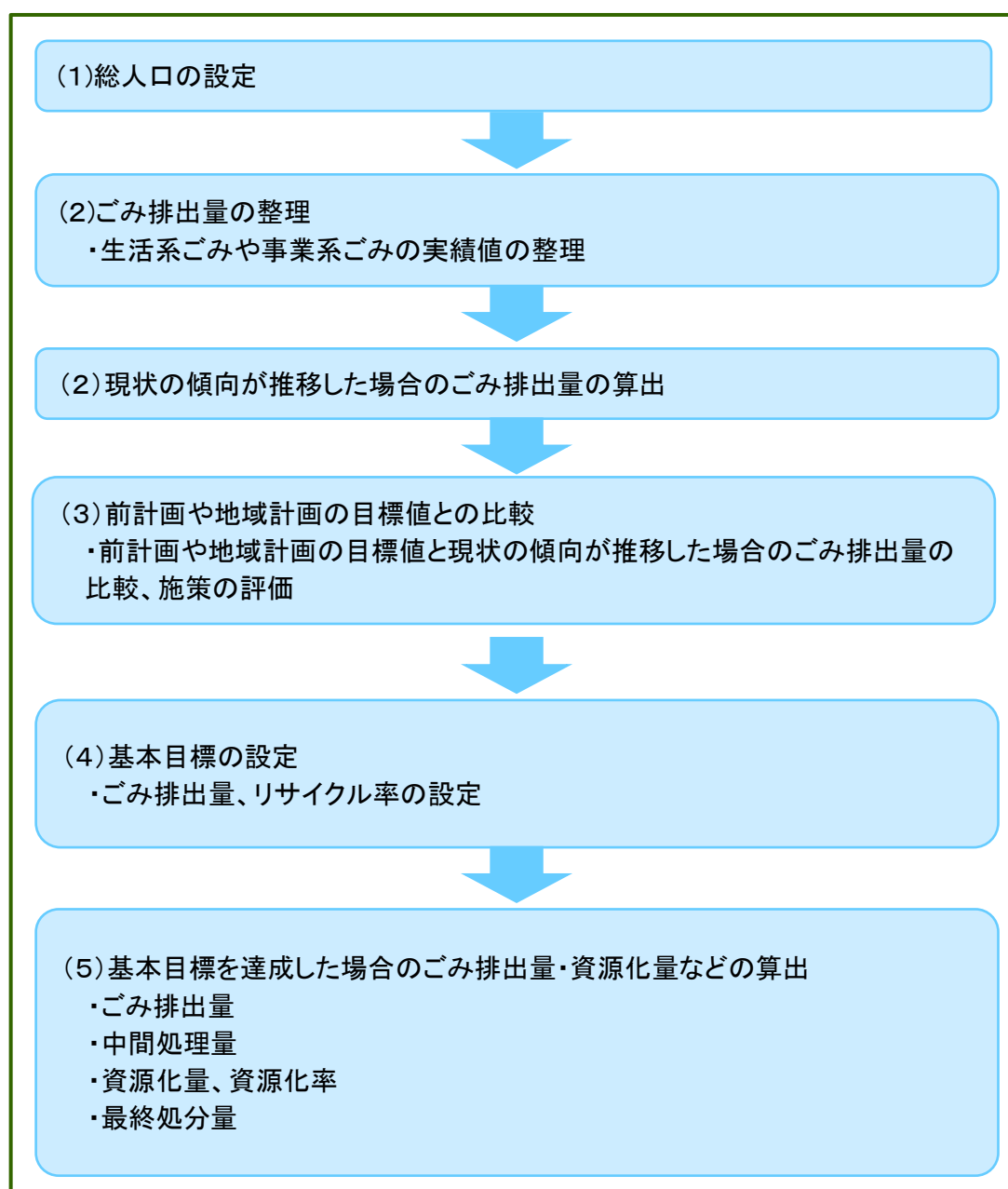


図 2-14 予測フロー

2. 人口の予測

人口の予測は図 2-15 に示すとおりです。人口実績は減少しているため、予測式はいずれの式も減少傾向を示しましたが、「第2次高浜町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略（令和3年3月）」における人口の将来展望を本計画の将来人口とします。

人口は、令和10年度に9,306人を見込んでいます。

年度	実績値	予測値				人口ビジョン ○	採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式		
H25	11,031						
26	10,907						
27	10,736						
28	10,660						
29	10,581						
30	10,499						
R1	10,418						
2	10,234					10,123	
3	10,084						
4	9,878						
5		9,854	9,866	10,100	10,097		9,821
6		9,736	9,756	10,062	10,058		9,720
7		9,618	9,647	10,027	10,021	9,619	9,619
8		9,501	9,539	9,995	9,987		9,515
9		9,383	9,432	9,965	9,956		9,410
10		9,265	9,326	9,937	9,926		9,306
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$		
	定数 a	-117.91515	11168.18795	11208.94171	-1052.02666		
	定数 b	11151.33333	0.98880	-0.04343	11192.90456		
	決定係数 (相関係数 ²)	0.97806	0.97543	0.85173	0.86074		
	決定係数順位	1	2	4	3		
	数値順位	4	3	1	2		

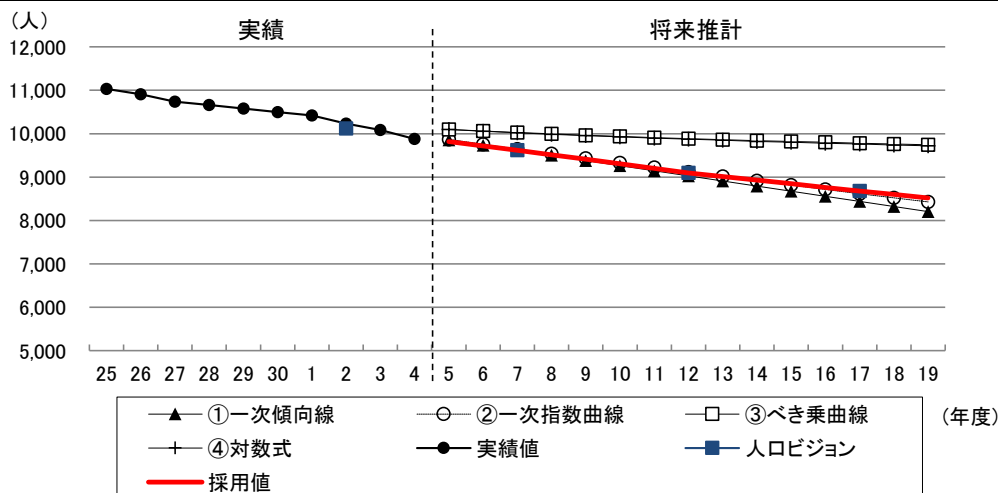


図 2-15 人口の予測

3. ごみ排出量の予測

1) 生活系ごみ量の予測結果

人口1人1日当たりのごみ量を設定し、現状の傾向が推移した場合を仮定します。

(1) 可燃ごみ

採用値	令和4年度実績値
採用理由	実績値は令和2年度を境に傾向が変化しているが、令和2年度以降の傾向を鑑み、本計画では令和4年度実績値が推移するものとする。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H29	524.33					
30	511.20					
R1	504.59					
2	576.38					
3	574.08					
4	584.39					
5		601.90	603.52	579.49	579.72	584.39
6		617.92	621.43	585.14	585.05	584.39
7		633.94	639.86	590.16	589.75	584.39
8		649.96	658.85	594.70	593.95	584.39
9		665.98	678.40	598.83	597.76	584.39
10		682.01	698.52	602.62	601.23	584.39
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	
	定数 a	16.02086	491.82717	503.11141	91.88252	
	定数 b	489.75533	1.02967	0.07263	502.07185	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.68258	0.68848	0.54548	0.53126	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	2	1	3	4	

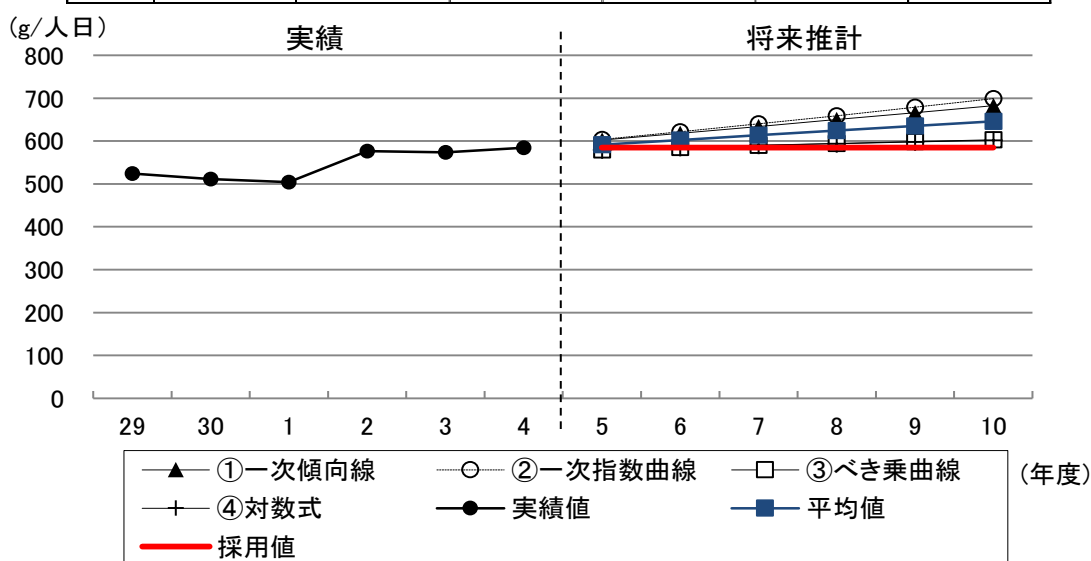


図 2-16 可燃ごみの予測結果

(2) 不燃ごみ

採用値	令和4年度実績値
採用理由	実績値は令和2年度を境に傾向が変化しているが、令和2年度以降の傾向を鑑み、本計画では令和4年度実績値が推移するものとする。

(g/人日)

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H29	25.63					
30	26.10					
R1	27.80					
2	30.25					
3	28.53					
4	27.18					
5		29.33	29.37	29.03	29.02	27.18
6		29.83	29.92	29.28	29.25	27.18
7		30.33	30.48	29.49	29.45	27.18
8		30.83	31.04	29.69	29.62	27.18
9		31.33	31.62	29.86	29.79	27.18
10		31.83	32.21	30.03	29.93	27.18
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	
	定数 a	0.49971	25.81873	25.72225	3.89994	
	定数 b	25.83267	1.01860	0.06225	25.72443	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.30704	0.29719	0.43635	0.44252	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	2	1	3	4	

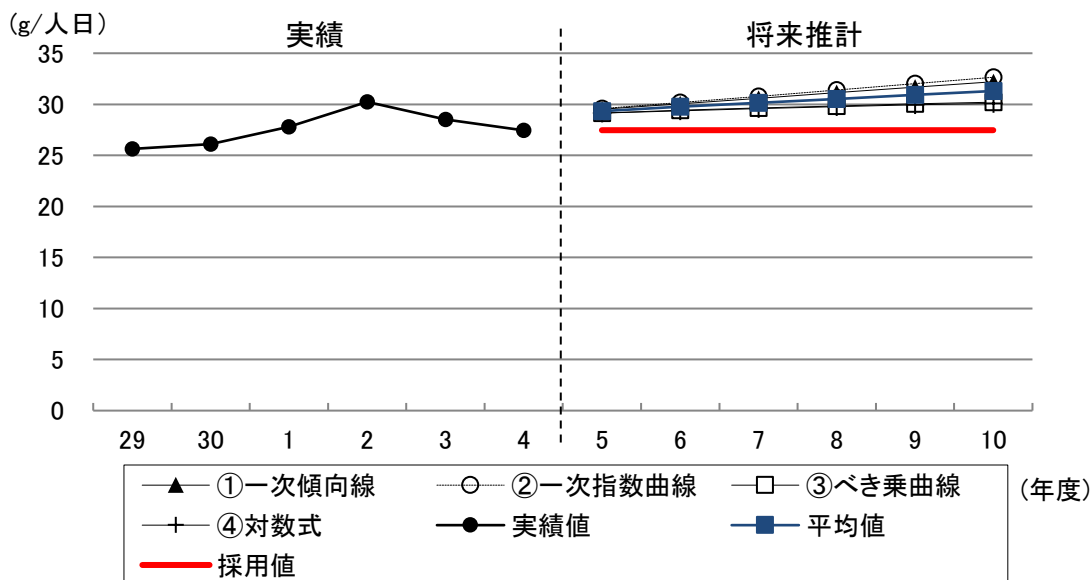


図 2-17 不燃ごみの予測結果

(3) 資源ごみ

採用値	令和4年度実績値
採用理由	実績値は増減を繰り返しているが、過去6年間では増加している。令和2年度以降の傾向を鑑み、本計画では令和4年度実績値が推移するものとする。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H29	87.52					
30	79.07					
R1	85.76					
2	93.97					
3	91.56					
4	89.59					
5		93.51	93.66	91.27	91.31	89.59
6		95.12	95.41	91.84	91.84	89.59
7		96.72	97.19	92.33	92.32	89.59
8		98.32	99.01	92.78	92.74	89.59
9		99.92	100.86	93.19	93.12	89.59
10		101.52	102.75	93.56	93.47	89.59
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	
	定数 a	1.60086	82.26939	83.46475	9.21371	
	定数 b	82.30867	1.01870	0.04597	83.52389	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.33028	0.32955	0.26414	0.25888	
	決定係数順位	1	2	3	4	
	数値順位	2	1	3	4	

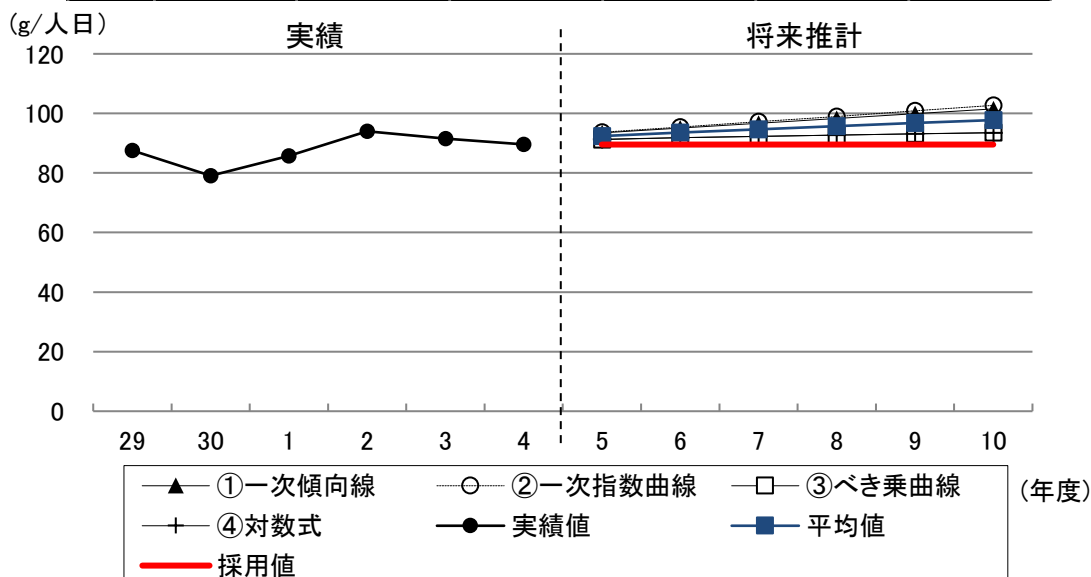


図 2-18 資源ごみの予測結果

(4) 粗大ごみ

粗大ごみは令和2年度を除き、0.52～0.82で推移しており、今後大きく増加することは考えにくいことから、令和4年度実績値が推移するものとします。

表 2-12 粗大ごみの予測結果

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	予測採用値
粗大ごみ (g/人日)	0.78	0.52	0.79	1.87	0.82	0.55	0.55

(5) 有害ごみ

有害ごみは平成29年度から1人1日当たりの量はほとんど変わらないため、令和4年度実績値が推移するものとします。

表 2-13 有害ごみの予測結果

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	予測採用値
有害ごみ (g/人日)	0.26	0.26	0.26	0.27	0.27	0.28	0.28

(6) 持込ごみ

採用値	令和4年度実績値
採用理由	実績値は令和2年度を境に傾向が変化している。令和2年度以降の傾向を鑑み、本計画では令和4年度実績値が推移するものとする。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H29	352.14					
30	385.95					
R1	391.82					
2	147.51					
3	140.46					
4	193.87					
5		91.41	121.52	155.21	155.87	193.87
6		40.78	99.51	144.50	138.14	193.87
7		-9.85	81.49	135.67	122.51	193.87
8		-60.48	66.73	128.23	108.52	193.87
9		-111.12	54.64	121.85	95.87	193.87
10		-161.75	44.75	116.31	84.32	193.87
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	
	定数 a	-50.63229	492.14381	439.83294	-305.66855	
	定数 b	445.83800	0.81888	-0.53529	414.19111	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.61795	0.59927	0.44733	0.53292	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	1	2	

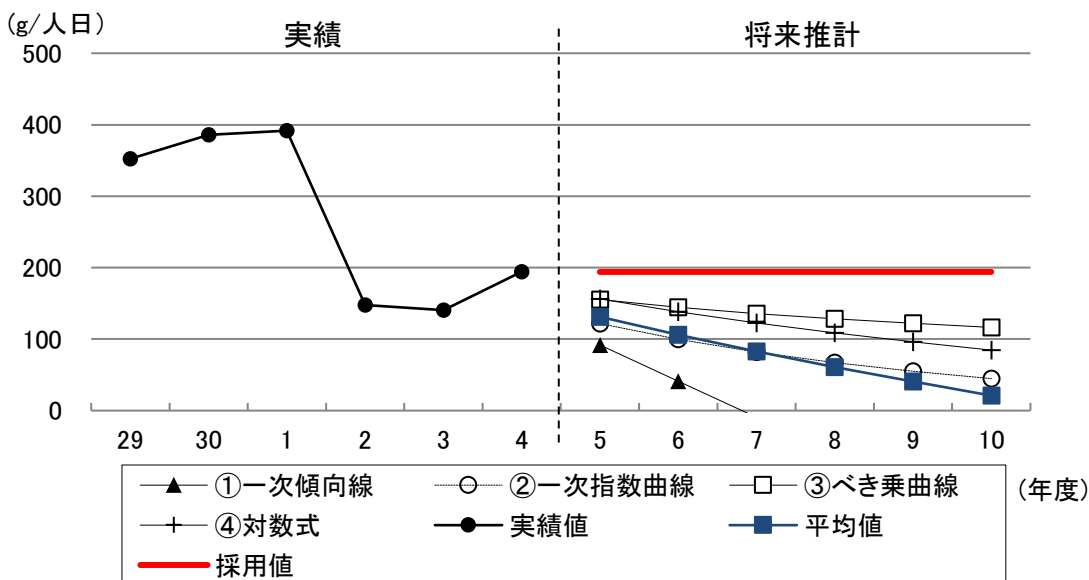


図 2-19 持込ごみの予測結果

2) 集団回収の予測結果

人口1人1日当たりの集団回収量を設定し、現状の傾向が推移した場合を仮定します。

採用値	過去6年間の平均値
採用理由	実績値は増減を繰り返している。本計画では過去6年間の平均値が推移するものとする。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H29	20.46					
30	7.83					
R1	7.08					
2	21.68					
3	12.77					
4	19.97					
5		17.66	17.38	14.35	15.40	14.97
6		18.43	18.64	14.48	15.47	14.97
7		19.20	20.00	14.59	15.53	14.97
8		19.97	21.46	14.69	15.59	14.97
9		20.74	23.03	14.78	15.64	14.97
10		21.51	24.71	14.87	15.68	14.97
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	
	定数 a	0.77057	10.61257	12.64086	1.19125	
	定数 b	12.26800	1.07298	0.06533	14.39770	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.04761	0.05874	0.00413	0.00269	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	2	1	4	3	

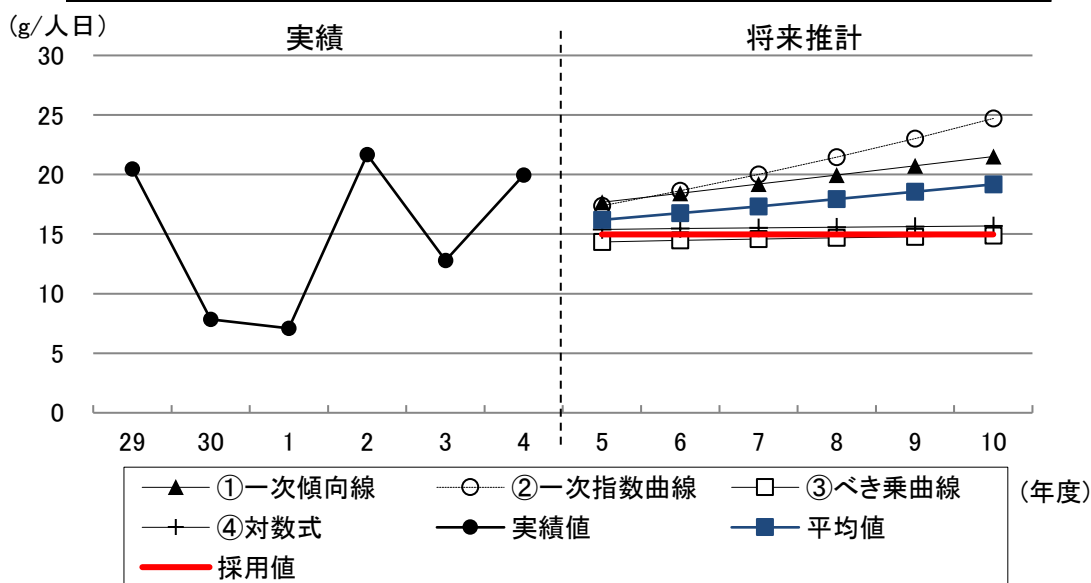


図 2-20 集団回収の予測結果

3) 事業系ごみの予測結果

1日当たりの事業系ごみを設定し、現状の傾向が推移した場合を仮定します。

採用値	令和4年度実績値
採用理由	実績値は令和2年度を境に傾向が変化している。令和2年度以降の傾向を鑑み、本計画では令和4年度実績値が推移するものとする。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H29	2.19					
30	2.57					
R1	3.08					
2	3.84					
3	3.61					
4	3.24					
5		4.00	4.18	3.87	3.78	3.24
6		4.26	4.58	4.02	3.89	3.24
7		4.52	5.01	4.15	3.98	3.24
8		4.78	5.49	4.28	4.07	3.24
9		5.04	6.02	4.40	4.15	3.24
10		5.31	6.60	4.51	4.22	3.24
	推計式	$y=a \cdot x+b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x+b$	
	定数 a	0.26086	2.20285	2.21702	1.87201	
	定数 b	2.17533	1.09569	0.28582	2.19684	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.61513	0.55785	0.72323	0.74961	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	2	1	3	4	

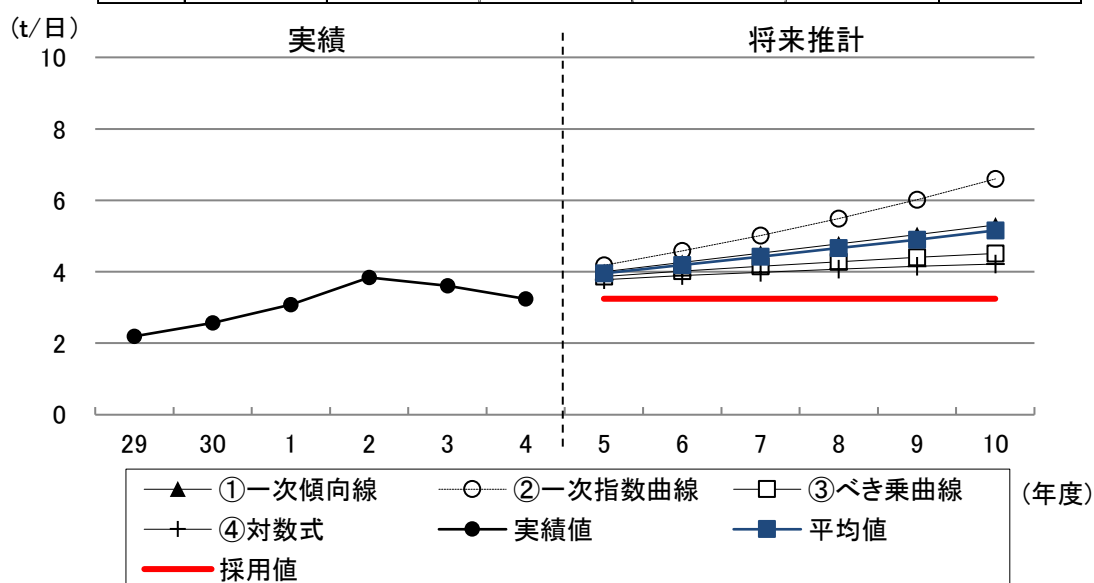


図 2-21 事業系ごみの予測結果

4) ごみ排出量の予測結果（トレンド予測）

現状の傾向が推移した場合（トレンド予測）のごみ排出量を表2-14及び図2-22に示します。

ごみ排出量は令和6年度に4,414t、令和9年度には4,325tと見込まれます。

表 2-14 ごみ排出量の見込み（トレンド予測）

		実績		見込み	
		H29	R4	R6	R9
排出量分別区分別	t/年	4,704	4,486	4,414	4,325
可燃ごみ	t/年	3,547	3,531	3,490	3,423
不燃ごみ	t/年	110	108	106	104
粗大ごみ	t/年	274	131	129	126
資源ごみ	t/年	772	715	688	671
有害ごみ	t/年	1	1	1	1
収集形態別	t/年	4,704	4,486	4,414	4,325
収集ごみ	t/年	3,122	3,227	3,186	3,116
持込ごみ	t/年	1,503	1,187	1,175	1,157
集団回収	t/年	79	72	53	52
排出形態別	t/年	4,704	4,486	4,414	4,325
生活系ごみ (収集、持込、集団回収)	t/年	3,905	3,302	3,231	3,139
事業系ごみ	t/年	799	1,184	1,183	1,186
1人1日当たりの総排出量	g/人日	1,218	1,244	1,244	1,256
うち、生活系ごみ	g/人日	991	896	896	896
うち、集団回収	g/人日	20	20	15	15
1日当たりの集団回収	kg/日	216	197	145	142
1日当たりの事業系ごみ	t/日	2.19	3.24	3.24	3.24

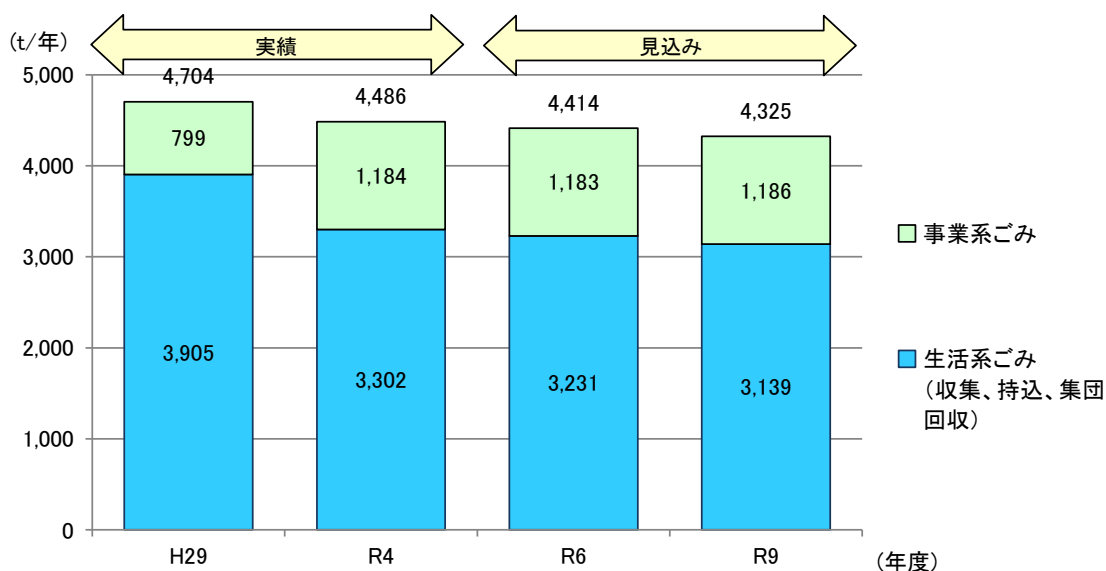


図 2-22 排出形態別ごみ排出量の見込み（トレンド予測）

4. 関連計画の目標

1) 国の目標

国は、「廃棄物処理法」第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和5年6月30日環境省告示第49号。以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）において、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の目標を表 2-15 に示します。

表 2-15 廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の目標

指標	数値目標
ごみ排出量	平成24年度に対し、令和7年度において約16%削減 1人1日当たりの生活系ごみ(資源除く)440グラム
リサイクル率	平成24年度の21%に対し、令和9年度において約28%に増加
最終処分量	平成24年度に対し、令和7年度において約31%削減

また、国は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第15条第1項に基づき、平成30年度に第四次循環基本計画を策定し、一般廃棄物の減量化等に関する取組目標を設定しています。

第四次循環基本計画における一般廃棄物の目標を表 2-16 に示します。

表 2-16 第四次循環基本計画における一般廃棄物の目標

指標	数値目標
ごみ排出量	約850g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約8%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約28%削減
家庭系ごみ (資源除く)	約440g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約13%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約33%削減
事業系ごみ	約1,100万t 平成28年度と比較し、令和7年度において約15%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約39%削減

2) 福井県の目標

県は、廃棄物の減量化やリサイクルによる循環型社会をさらに推進していくため、持続可能な開発目標（SDGs）の視点も踏まえた具体的な行動計画として、令和3年3月に「福井県廃棄物処理計画」を策定しています。

県の一般廃棄物の目標を表 2-17 に示します。

表 2-17 福井県廃棄物処理計画における一般廃棄物の目標

指標	数値目標
総排出量	231千t(858g/人日) 平成30年度排出量に対し、令和7年度に約89%に減少させる
リサイクル率	21.0% 平成30年度18.6%に対し、令和7年度において21%
最終処分量	24千t 平成30年度排出量に対し、令和7年度に83%に減少させる

※総排出量及び1人1日当たりの排出量は集団回収を除く。

3) 地域計画の目標

地域計画における一般廃棄物の目標を表 2-18 に示します。

表 2-18 地域計画における一般廃棄物の目標

指標	数値目標
ごみ排出量	3,683t 平成27年度排出量(4,186t)に対し、令和5年度に約12.0%削減
1人当たりの生活系 ごみ(資源除く)	273kg/人年 平成27年度排出量(276kg/人年)に対し、令和5年度に約1.1%削減
事業系排出量	624t 平成27年度排出量(675t)に対し、令和5年度に約8.0%削減
リサイクル率	13.8% 平成27年度12.2%に対し、令和5年度において13.8%
最終処分量	346t 平成27年度11.4%に対し、令和5年度において9.4%

※ごみ排出量は集団回収を除く。

4) 国の目標などの考え方を本町に当てはめた場合

地域計画や前計画の目標値とトレンド予測との比較を表 2-19 に示します。トレンド予測値は、1人当たり生活系ごみ（資源除く）及び最終処分量を除き、目標値を達成していません。今後は新型コロナウイルス感染症の拡大から落ち着きを取り戻し、経済活動が活発になるにつれ、ごみの排出量も増加すると見込まれることから、排出抑制に努める必要があります。

なお、地域計画の目標を達成するために必要な削減量は以下のとおりです。

生活系ごみ：令和4年度3,230t－目標値3,062t＝168t

1人1日当たりでは約47g※の削減が必要

※令和4年度人口（9,878人）で算出した場合

事業系ごみ：令和4年度1,184t－目標値621t＝563t

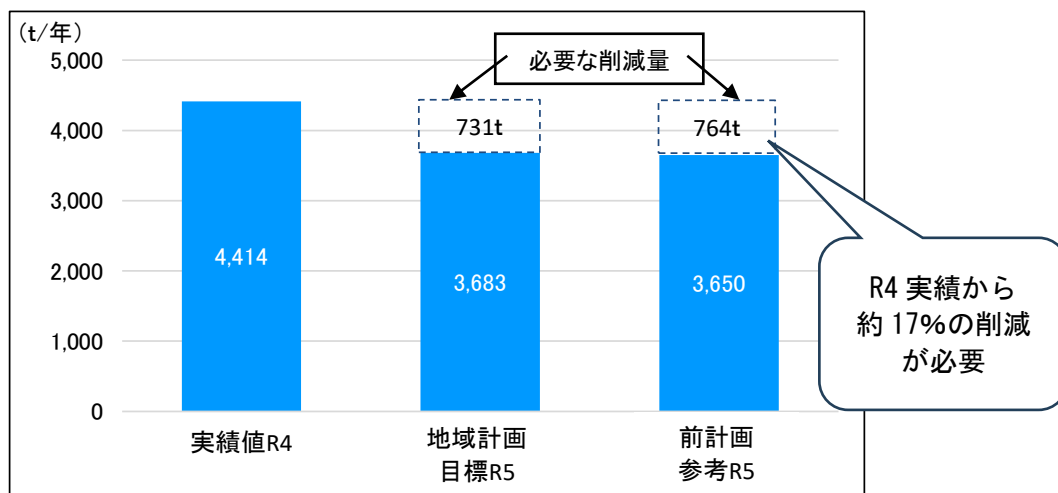
生活系ごみの目標は、今後の施策の啓発や推進により達成可能と考えられます。一方で、事業系ごみは平成29年度から令和4年度間において5割弱増加しています。また、経済活動も活発になると前計画の目標の達成はより一層難しいと考えられます。

表 2-19 地域計画や前計画の目標値とトレンド予測値との比較

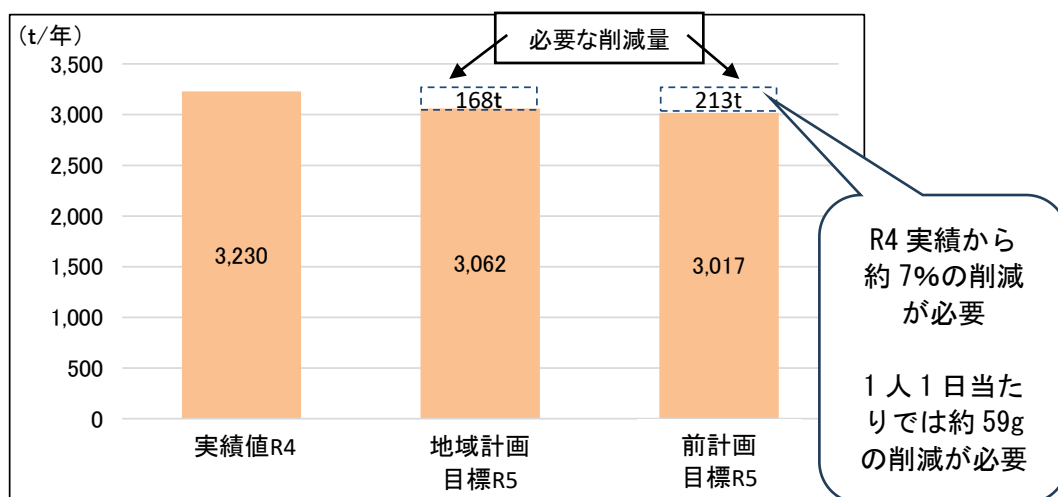
		地域計画 目標値	前計画 目標値	高浜町 実績値	トレンド予測	
		R5	R5	R4	R6	R9
排出量(集団回収除く)	t/年	3,683		4,414	4,361	4,273
1人1日当たりの排出量 (集団回収除く)	g/人日			1,224	1,229	1,241
生活系ごみ(集団回収除く)	t/年	3,062	3,017	3,230	3,178	3,087
1人当たりの生活系ごみ (資源除く)	kg/人年	273	274	272	271	272
事業系ごみ	t/年	621	633	1,184	1,183	1,186
集団回収	t/年			72	53	52
資源化率	%	13.8	16.2	13.4	13.1	13.0
最終処分量	t/年	346		268	264	258

□は未達成

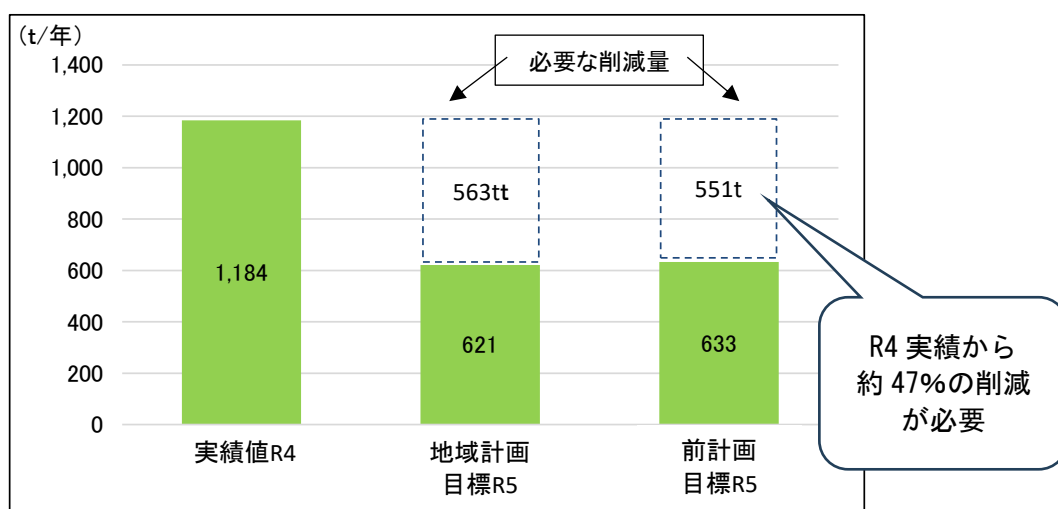
【地域計画及び前計画の目標と比較した場合】



参考) 排出量の実績と地域計画及び前計画の目標等 (集団回収除く)

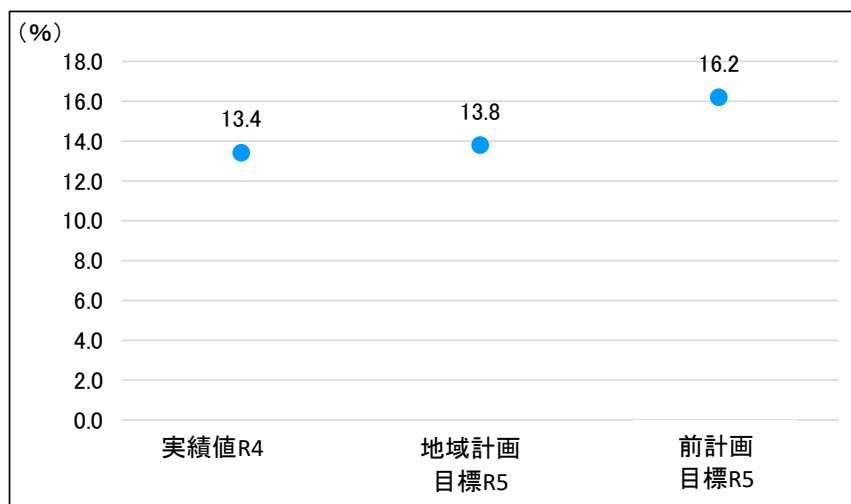


参考) 生活系ごみの実績と地域計画及び前計画の目標等



参考) 事業系ごみの実績と地域計画及び前計画の目標等

【地域計画及び前計画の資源化率の目標と比較した場合】



参考) 資源化率の実績と地域計画及び前計画の目標等

5. 目標値の設定

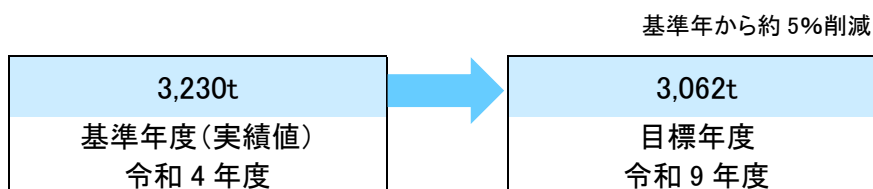
前計画では、生活系ごみ（資源除く）及び1人当たりの生活系ごみ（資源除く）の目標値は、地域計画の目標値を使用していました。

事業系ごみは、減少傾向が見込まれていたことから、トレンド予測結果を目標の指標としていました。

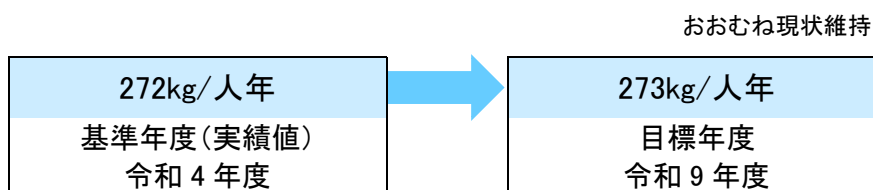
資源化率は、県の目標レベル値を踏襲し、平成25年度実績（13.2%）より3ポイント増加の16.2%を目指していました。

前計画の目標値の設定の考え方、ごみ排出量の状況を踏まえ、この度見直しする計画の目標値は、地域計画の目標値を目指すこととします。

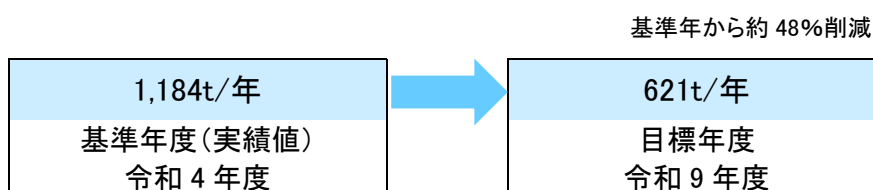
指標:生活系ごみ(集団回収除く)(t/年)



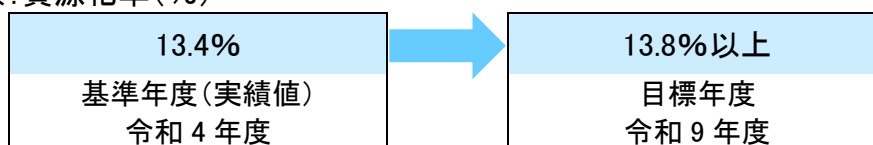
指標:1人当たりの生活系ごみ(資源除く)(kg/人年)



指標:事業系ごみ(t/年)



指標:資源化率(%)



本計画の令和9年度の目標値を表2-20に示します。

目標値を達成させるために基本方針に基づく施策を実施するものとし、これらの施策により削減された結果を積み上げたものが「施策を実施することによる見込み」における数値です。住民、事業者、行政がそれぞれ取り組むことで、令和9年度には本計画における目標の達成が見込まれます。

表 2-20 施策を実施することによる排出量等の見込み

		本計画 における 目標	高浜町 実績値	施策を実施すること による見込み	
		R9	R4	R6	R9
排出量(集団回収除く)	t/年	3,683	4,414	4,193	3,674
生活系ごみ(集団回収除く)	t/年	3,062	3,230	3,164	3,059
1人当たりの生活系ごみ (資源除く)	kg/人	273	272	269	267
事業系ごみ	t/年	621	1,184	1,029	615
1日当たりの事業系ごみ	t/日	-	3.24	2.82	1.68
集団回収	t/年	-	72	53	52
資源化率	%	13.8	13.4	13.6	14.5
最終処分量	t/年	346	268	255	230

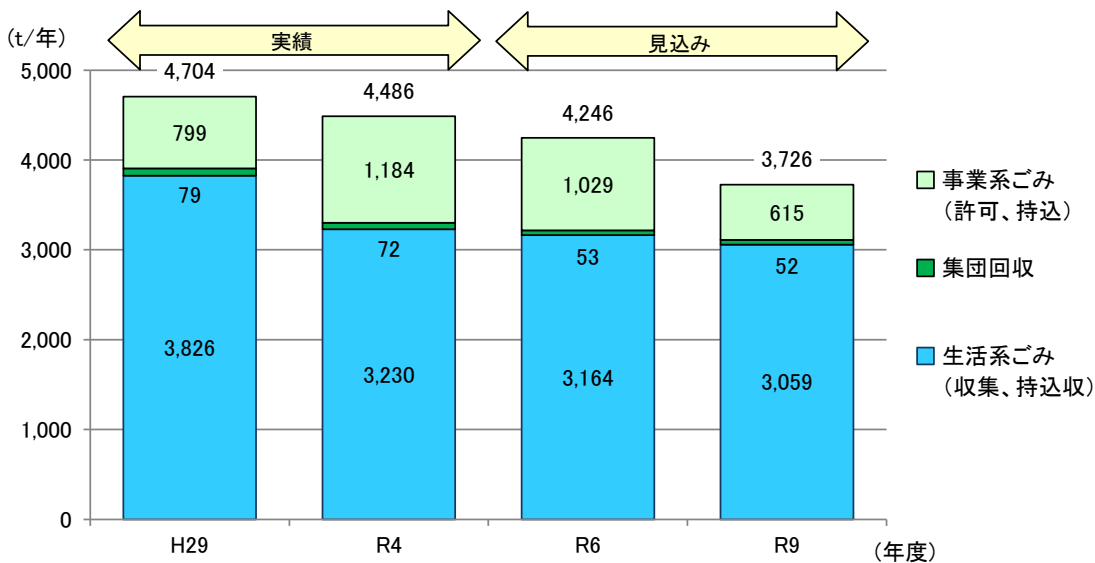


図 2-23 施策を実施することによる排出量の見込み

第4節 ごみ減量化計画

1. 基本方針に基づく主な施策

本町における基本方針に基づく主な施策体系図を図 2-24 に示します。
住民、事業者、行政がそれぞれ取り組み、目標の達成を目指します。

基本方針	基本方針に基づく主な施策	
I : 4Rの積極的な取り組みとエコライフの実践	住民	3M 運動への参加
		食品ロス及び生ごみの削減
		分別の徹底
		集団回収への協力
		ものを大切にする仕組みの活用
		環境物品などの購入
	事業者	食品ロスの削減
		分別の徹底
		店頭回収やリサイクル BOX の設置
		紙類の減量化
		環境物品などの購入
		事業者間の協力
		食品残渣のリサイクル
	行政	適正な処理・処分の実施
		分別の徹底
		環境物品などの購入促進
		食品ロスの削減
		紙類の減量化及び資源化
		草木類の資源化
		小型家電回収の推進
		事業系ごみ抑制対策
		事業系ごみの適正処理の促進
		資源ごみの回収の促進
		環境教育の促進
		指定袋の価格見直し及び持込ごみの手数料の見直しの検討
		ごみ出し困難者に対する支援
		不法投棄対策
プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック類の削減		
II : 安全で環境にやさしいごみ処理の推進	行政	(1) 効果的な分別収集方法の検討 ・収集運搬計画
		(2) 安全で適正な処理・処分の実施 ・中間処理計画 ・最終処分計画 ・広域化の推進 ・災害廃棄物の処理

図 2-24 施策体系図

1) 住民の役割

基本方針に基づく主な施策において、住民が取り組む内容を示します。

ア 3M運動への参加

住民は、3M(マイバック、マイカップ、マイボトル)を積極的に使用します。店頭で配られる割りばしやスプーンなど、すぐにごみとなるものは断りましょう。

イ 食品ロス及び生ごみの削減

食材は必要な分だけ購入し、食べ残しの削減に努めましょう。

また、「おいしいふくい食べきり運動」を実践し、家庭では料理を必要な分だけ作る、食材を使い切る、飲食店では食べ残しがないよう料理をおいしく食べきる、残った料理は持ち帰るなどを心がけ、食品ロスの削減に努めましょう。宴会時には、「3010運動」やテーブル間で料理をシェアする「フードシェア」を実践しましょう。

生ごみはしっかり水切りしてから排出するとともに、生ごみ処理機などを活用するなど、生ごみの削減に取り組みましょう。

ウ 分別の徹底

古紙、雑がみなどについては、可燃ごみに多く含まれています。「家庭ごみの分け方とだし方」などを活用して分別の徹底に努めましょう。

エ 集団回収への協力

地域の集団回収を利用するとともに、その活動への積極的な参加を心がけ、資源化率の向上に努めましょう。

オ ものを大切に作る仕組みの活用

着なくなった衣類、子どものおもちゃなどは、フリーマーケットやリユースショップなどを活用し、不用となったものをごみとするのではなく、必要な人に譲り、再使用することができる仕組みを有効活用しましょう。また、使用可能な家具や家電製品をむやみに捨てず、修理して愛用しましょう。

カ 環境物品などの購入

不必要に無駄な消費をしない生活スタイルを心がけ、環境への負担の少ないグリーン購入法適合商品やエコマーク商品などを選択するように努めましょう。また、トイレットペーパーや文房具などはリサイクル製品を購入するなど、環境物品を積極的に使用して環境への負担を軽減しましょう。

2) 事業者の役割

基本方針に基づく主な施策において、事業者が取り組む内容を示します。

ア 食品ロスの削減

「おいしいふくい食べきり運動」等、食品ロス削減に向けた取り組みに努めましょう。

飲食店等においては、宴会時に最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しむことで食べ残しを減らす「3010運動」やテーブル間で料理をシェアする「フードシェア」の呼びかけすることで、食べ残しの削減に努めましょう。食品販売店では、賞味期限や消費期限の短い食品を選択する「てまえどり」を呼びかけましょう。

イ 分別の徹底

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・有害ごみの分別を徹底しましょう。特に、排出された可燃ごみには、紙類が含まれていることがあります。可燃ごみと資源ごみの分別を徹底し、また、雑紙（紙箱、包装紙、封筒など）の分別回収運動に取り組むなど、ごみの減量と資源化に努めましょう。

ウ 店頭回収やリサイクルBOXの設置

資源ごみを効率よく回収できるよう、店頭回収の設置や事務所内にリサイクルBOXを設置し、資源化に努めましょう。

エ 紙類の減量化

無駄な紙を排出しないよう、DX（デジタルトランスフォーメーション）化により、ペーパーレス化を推進しましょう。

オ 環境物品などの購入

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、事務用品やコピー用紙などは率先して再生品を使用するなど、環境物品などの購入に努めましょう。

カ 事業者間の協力

事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するため、ネットワークづくりやフードバンク活動などへの協力を努めましょう。

キ 食品残渣のリサイクル

食品リサイクルの取組みとして、農林水産省では、食品製造副産物（食品の製造過程で得られる副産物）や売れ残った食品、調理残さ、農場残さ（規格外農産物等）を利用して製造する家畜用飼料（エコフィード）を推進しています。また、一般社団法人全国食品リサイクル連合会では、食品廃棄物を堆肥や飼料に再生利用している事業者の一覧を提供し、リサイクルの後押しをしています。

事業者はこれらの事業を参考に、食品残渣のリサイクルに努めましょう。

ク 適正な処理・処分の実施

事業活動に伴って生じた廃棄物は、排出抑制やリサイクルを積極的に行い、自らの責任において適正に処理に努めましょう。また、その処理に関する技術の開発に努めましょう。

3) 行政の役割

基本方針に基づく主な施策において、行政が取り組む内容を示します。

ア 分別の徹底

広報紙やホームページ、パンフレットなどにより、分別内容を分かりやすく住民へ周知し、排出段階での分別の徹底を図ります。また、転入してくる外国人に対しても、分別指導を行います。

観光客に対しては、分別式のごみ箱を設置し、分別を促進します。

定期的にごみの性状調査を行い、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源となるものの把握に努め、その結果を住民や事業者に開示し、資源ごみの分別徹底を進めることで、ごみの減量と資源化の向上を図ります。

イ 環境物品などの購入促進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、役場内で使用する事務用品やコピー用紙などは率先して再生品を使用するなど、環境物品などの購入を促進します。また、住民や事業者に対しても、環境物品などの購入促進の啓発を行い、再生資源の活用と環境負荷の低減に努めます。

公共事業における建設副産物のリサイクル（コンクリートや道路の舗装などへの活用）を推進します。

ウ 食品ロスの削減

「おいしいふくい食べきり運動」等、食品ロス削減に向けた取り組みについて、各種メディアを通じた普及・啓発活動を行います。

飲食店等と協力して、宴会時に最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しむことで食べ残しを減らす「3010運動」やテーブル間で料理をシェアする「フードシェア」を推進します。食品販売店では、賞味期限や消費期限の短い食品を選択する「てまえどり」を推進します。

また、フードバンク団体等の情報を提供し、未利用食品の有効利用を進めます。食品ロス削減に向けた幼少期からの教育推進を図ります。

エ 紙類の減量化及び資源化

D X（デジタルトランスフォーメーション）化により、役場や関係機関のペーパーレス化を推進します。

新聞、雑誌、ダンボールなどの古紙の分別を促進するため、効果的な普及・啓発方法を検討し、町民への普及・啓発を強化します。

資源回収量の増加を図るため、資源回収ボックス設置に対する小売店への助成制度を検討します。実施に際しては、参加店舗と回収ボックスの取扱いに関するルールを設定するとともに、資源回収ボックスの設置場所や回収した資源物量について、町民や事業者に開示することとします。

オ 草木類の資源化

草木類については、夏季において可燃ごみ中で最も高い割合を占めており、現在、焼却処理を行っています。そこで、草木類のうち、剪定枝の資源化を推進するために、剪定枝チップ機の導入と町民への貸出しを検討します。また、町内での需要、費用対効果を検討します。実施に際しては、運転時の事故やチップの適正処理等のルールなどを設定することとします。

カ 小型家電回収の推進

小型家電については、不燃ごみとして収集後、リサイクルセンターで手選別・分解後、不要物は埋立処分しています。そこで、小型家電専用の回収ボックスを役場や公共施設へ設置し、資源化を推進します。実施に際しては、持ち去り対策なども合わせて行います。

また、認定事業者が実施する小型家電の宅配便回収の利用を促進します。

キ 事業系ごみ抑制対策

事業系ごみ抑制対策として、事業者向けのガイドブックの作成を検討します。

・（事例）京都市 廃棄物の適正処理ガイドブック、2 R実践ガイドブック

ク 事業系ごみの適正処理の促進

事業系ごみは、原則として事業者の自己責任で処理することを周知し、多量排出事業者の処理方法、事業系指定袋の購入方法、若狭広域クリーンセンターの利用方法など、適正処理の徹底、減量・資源化を啓発指導します。

また、持込ごみの搬入時に、立会による搬入物検査を実施し、資源ごみなどの搬入を防止するとともに、排出者に対して適正排出の指導を行います。収集ステーションにおいても不適正に排出されたごみ袋を未回収とすることで排出者に適正な分別を促します。

ケ 資源ごみの回収の促進

町内公共施設に資源ごみボックスを設置し、資源ごみを持ち込みやすい環境を構築します。

地域の団体及びP T Aなどの資源回収団体に奨励補助金を交付するとともに、集団回収制度を周知し、資源ごみの回収を推進します。

コ 環境教育の促進

住民・事業者が積極的に4Rに取り組み、ごみの分別を促進できるよう指導します。ごみの排出量の状況、減量や資源化の方法など、ごみに関する情報を広報紙やホームページをとおして発信を継続します。

ごみ処理の流れや分別などの重要性を学習するため、処理施設の見学会を実施します。

町民のみならず、町を訪れる観光客も共に環境について学べる方策を検討します。

サ 指定袋の価格見直し及び持込ごみの手数料の見直しの検討

ごみ処理経費などの負担状況や、広域化の状況により、必要に応じて指定ごみ袋の価格見直しを検討します。また、持込ごみの処理についても、適正負担の観点から、処理手数料の見直しを検討します。

シ ごみ出し困難者に対する支援

本町では、高齢者の割合が年々高まっており、今後も、高齢化が進むと考えられます。高齢者や要介護者、障害者などごみ出しが困難な方に対する支援策や収集方法について検討を進めます。

ス 不法投棄対策

不法投棄は、管理の行き届いていないような人の目につきにくい場所にされやすいことから、日頃から除草や清掃など適正管理や不法投棄防止看板の設置を促すとともに、定期的な監視を継続し、未然防止に努めます。

セ プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック類の削減

若狭広域クリーンセンターの稼働に伴い、プラスチック製容器包装は燃やすごみとして焼却し、熱回収を行っています。今後は、プラスチック製品を使用する際は環境にやさしい製品を選び、プラスチックを過剰に使用しないよう心掛けるなど、町民や事業者へ定期的な周知、啓発を行い、プラスチック類の削減に努めます。

第5節 収集運搬計画

1. 収集運搬に関する目標

ごみ集積所の管理は住民が行っていますが、排出ルールに従わず、管理の不適切な集積所については、効率的で円滑な収集・運搬体制の維持のため、指導を強化します。

収集運搬の実施体制はこれまでどおり、生活系ごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託します。また、事業系ごみの収集運搬は、許可業者により行います。

収集方法は、ステーション方式とし、現在の分別区分と収集方法を継続します。

2. 収集運搬の対象量

収集運搬量の見込みを図 2-25 に示します。

年間の収集運搬量は令和9年度に2,753t と見込まれます。

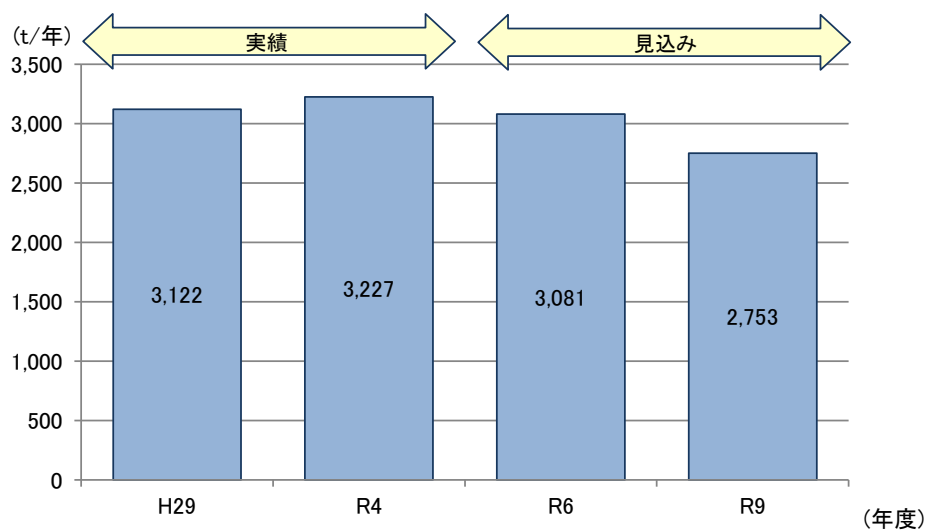


図 2-25 収集運搬量の見込み

第6節 中間処理計画

1. 中間処理に関する目標

排出されたごみは、資源化を進め、可燃ごみは安全かつ衛生的に焼却処理を行います。不燃ごみや粗大ごみ処理後の不燃残渣は埋立処分、有害ごみは専門業者に委託処理します。

一方、ごみの広域処理に向け、組合の構成市町とともに最適なごみ処理体制の構築を進めています。今後も、関係の市町と適切な役割分担を行います。

2. 中間処理の方法

可燃ごみは、若狭広域クリーンセンターで焼却処理を行います。

不燃ごみや不燃性粗大ごみ、資源ごみは本町のリサイクルセンターへ搬入後、選別、分解、圧縮などの処理を行い、資源物は資源化事業者へ引き渡し、資源化を行います。

3. 中間処理量及び資源化量

中間処理量の見込みを図 2-26 に示します。また、資源化量と資源化率の見込みを図 2-27 に示します。

中間処理量は、可燃ごみの発生を抑制し、資源ごみの分別を徹底することで、令和9年度には3,921tとなる見込みです。

資源化率は、令和9年度には14%以上に向上する見込みです。

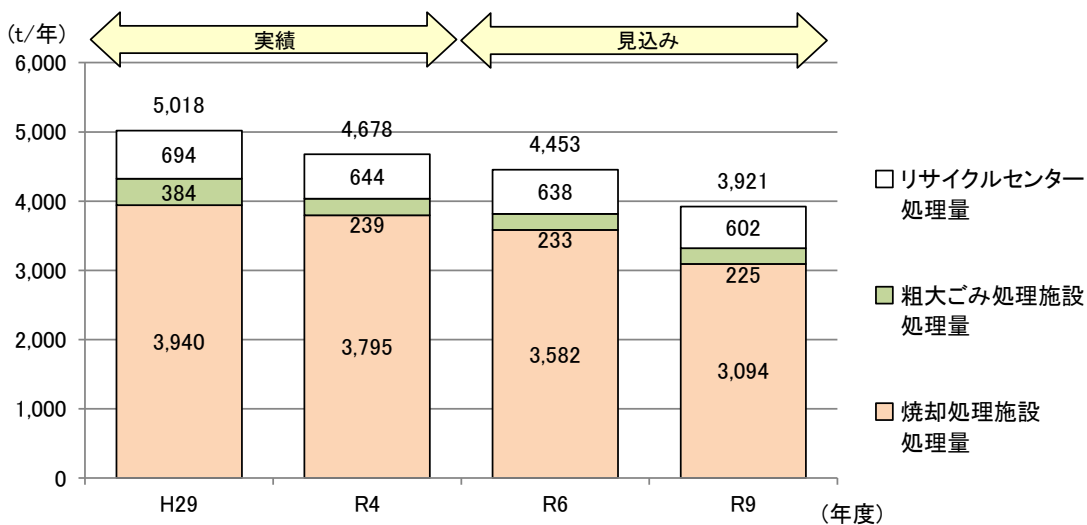


図 2-26 中間処理量の見込み

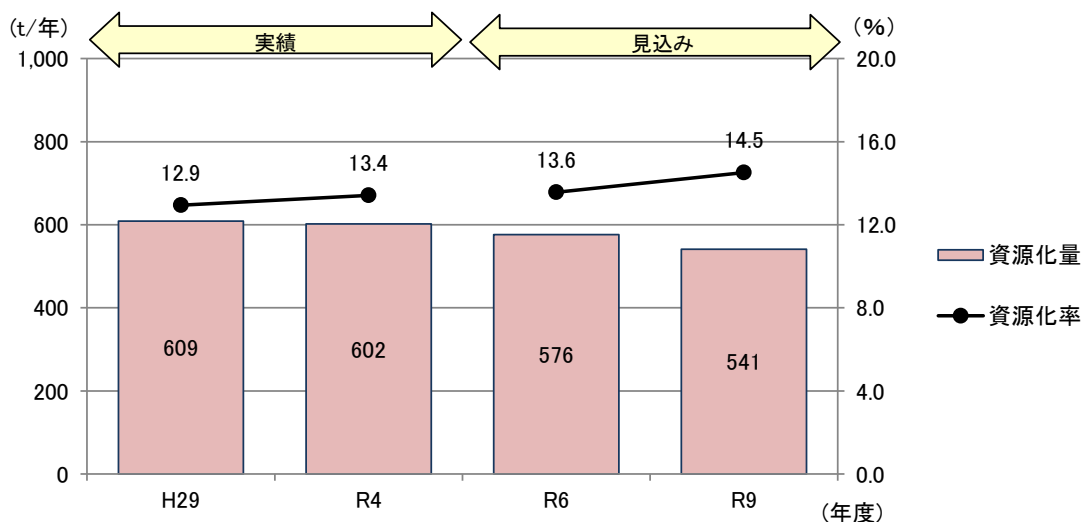


図 2-27 資源化量と資源化率の見込み

4. 直接搬入ごみの適正な受け入れのための取り組み

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている 20 種類のもの、輸入された廃棄物¹のことをいいます。産業廃棄物は許可を受けた専門業者に処理を委託することが決められており、一般廃棄物処理施設で処理・処分することはできません。そのため、直接搬入ごみに産業廃棄物が混入することのないよう、事業者には適切な処理をするよう指導します。

また、直接搬入ごみとして受け入れているごみの種類の周知徹底や搬入物検査など、次のような取り組みを実施します。

- ・ごみの分別について周知徹底を図ります。
- ・一般廃棄物以外のごみの混入を防ぐため、受入できないごみの種類（内容）を周知し、その適正な処理処分方法について指導します。
- ・資源化を促進するため、紙類は種類ごとに分別してもらった上で、受け入れます。
- ・排出量の多い事業者、資源の分別が徹底されていない事業者、排出ルールに違反している事業者に対しては個別指導を行います。

¹ 輸入された廃棄物: 国外廃棄物が、国内において、その処理に関する設備および技術に照らし、適正に処理されると認められるものとして許可を与えられた廃棄物のこと

第7節 最終処分計画

1. 最終処分に関する目標

搬入された可燃ごみを焼却し、発生した焼却残渣を最終処分しますが、可燃ごみを削減し、適正な処理による減容化を実施することで、最終処分量の削減に努めます。

2. 最終処分の方法

最終処分に際しては、最終処分場の残余容量に留意しながら、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持します。

3. 最終処分量

最終処分量の見込みを図 2-28 に示します。

最終処分量は可燃ごみの発生を抑制し、資源ごみの分別を徹底することで、令和9年度には230tになると見込まれます。

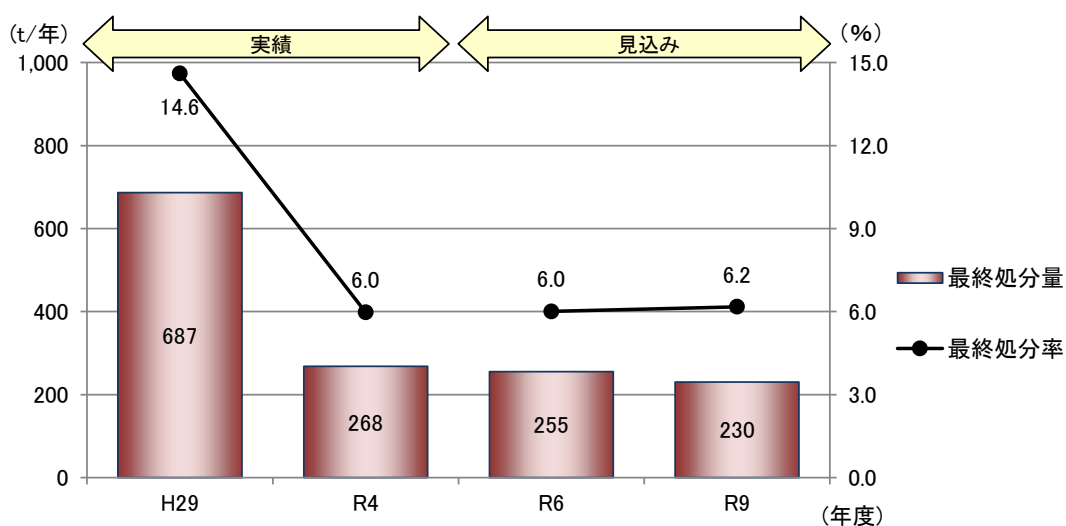


図 2-28 最終処分量の見込み

4. 施設の将来見通し、整備方針

高浜町不燃物処分地（平成11年4月稼働開始）の埋立期間は令和18年3月までとなっています。

今後は、組合の構成市町とともに、広域最終処分場の建設に向けて調査・計画を進めます。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発行年月日：令和 6 年 3 月

編 集：高浜町住民生活課

〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎 86-23-2

TEL：0770-72-7703/FAX：0770-72-4100